

令和 2 年第 4 回定例会

長柄町議会会議録

令和 2 年 12 月 10 日 開会

令和 2 年 12 月 11 日 閉会

長柄町議会

令和2年長柄町議会第4回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号（12月10日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	7
三枝新一君	8
柴田孝君	25
本吉敏子君	40
高橋智恵子君	59
川嶋朗敬君	67
○散会の宣告	80

第2号（12月11日）

○議事日程	81
○出席議員	81
○欠席議員	81
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	82
○開議の宣告	83

○諸般の報告	83
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
○議案第4号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
○議案第7号の上程、説明、採決	102
○令和元年度決算認定について（委員長報告）	103
○請願第1号の上程、説明、採決	108
○日程の追加	109
○発議案第1号の上程、採決	110
○閉議及び閉会の宣告	111
○署名議員	113

令和2年長柄町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月6日

長柄町長 清田勝利

1 期 日 令和2年12月10日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	高 橋 智恵子 君	2 番	岡 部 弘 安 君
3 番	柴 田 孝 君	4 番	川 嶋 朗 敬 君
5 番	鶴 岡 喜 豊 君	6 番	池 沢 俊 雄 君
7 番	三 枝 新 一 君	8 番	本 吉 敏 子 君
9 番	月 岡 清 孝 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	山 崎 悦 功 君	12 番	星 野 一 成 君

不応招議員（なし）

令和2年長柄町議会第4回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年12月10日(木曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告(議長の報告)

(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)

日程第4 一般質問

出席議員(12名)

1番	高橋智恵子君	2番	岡部弘安君
3番	柴田孝君	4番	川嶋朗敬君
5番	鶴岡喜豊君	6番	池沢俊雄君
7番	三枝新一君	8番	本吉敏子君
9番	月岡清孝君	10番	古坂勇人君
11番	山崎悦功君	12番	星野一成君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	田中武典君
総務課長	蒔田功君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	森田孝一君	健康福祉課長 兼地域包括支 援センター長 兼福祉セ ンター長	若菜聖史君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	石井正信君
会計管理者	石井和子君	こども園長	安田昭子君
教育長	石川和之君	学校教育課長 兼給食セ ンター所長	川田亨君

生涯学習課長
兼公民館長

松本昌久君

選挙管理
委員長
選挙
委員長

蒔田功君

農業委員会
事務局長

石井正信君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

大塚真由美

議会書記

長 篤 保 憲

議会書記

林 直 人

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（星野一成君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和2年長柄町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野一成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

5番 鶴岡喜豊 議員

6番 池沢俊雄 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星野一成君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日10日から11日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から11日までの2日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。

印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員であります鶴岡喜豊議員より報告があります。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、鶴岡喜豊議員。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（鶴岡喜豊君） 皆さん、おはようございます。5番、鶴岡喜豊です。

傍聴人の皆さん、師走の忙しい中、ご苦労さまです。

私から令和2年第3回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告をさせていただきます。

なお、この後の長生郡市広域市町村圏組合の呼称につきましては、長生広域とさせていただきます。

令和2年第3回長生広域議会定例会は11月24日に開会し、提出議案は承認1件、議案4件、発議案1件を審議し、承認・可決され、同日閉会しました。

これより審議の結果を報告させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。これは、令和2年度長生広域病院事業会計補正予算（第1号）です。収益的収入及び支出を5,520万円増額し、歳入総額を33億6,471万4,000円、歳出総額を33億5,955万8,000円とする。内容につきましては、千葉県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に5,520万円増加し、緊急を要するものと認め、専決処分しました。

次に、議案第1号 令和2年度長生広域一般会計補正予算（第2号）。歳出歳入それぞれ100万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ67億8,771万4,000円としました。内容につきましては、歳入は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金100万円です。歳出の主なものは、夜間の急病診療所の消耗品24万6,000円、備品62万8,000円等でございます。

議案第2号は、令和2年度長生広域病院事業会計補正予算（第2号）。歳入は、614万円を追加し、歳入総額を33億7,085万4,000円とし、歳出は、303万6,000円を追加し、歳出総額を33億6,259万4,000円とします。内容については、歳入は、令和元年度台風第15号の建物災害、共済金等の歳入で319万円、医療機関設備事業などに295万円で、合わせて614万円でございます。歳出の主なものは、医療機関設備整備事業に係る経費で303万6,000円です。

議案第3号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。内容は、分団の統合により団員の定数を1,491人から1,469人にする。また、部長を108人から106人に、班長を216人から212人にするものです。

議案第4号は、火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。内容は、条例の制定に関する基準を定める省令に規定されている急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置の見直しを行うものです。

発議案第1号 公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会の設置について。内容は、長生郡市内の唯一の公立病院である長生病院の安定した経営に向け、長生広域の議会として、経営の改善、諸方策について調査研究する必要があると考え、中村勇睦沢町選出議員より提案発議があり、長生広域議会議員全員を委員とし、委員長に常泉健一茂原市選出議員が選出され、副委員長に大多和正之白子町選出議員が選出されました。

以上のとおり、令和2年第3回長生広域議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（星野一成君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 改めまして、おはようございます。7番、三枝新一でございます。

傍聴の皆様、お忙しい、また足元の悪い中、早朝よりお出かけいただき、誠にありがとうございます。
ございます。

令和2年第4回定例会の傍聴においでいただき、重ねてお礼を申し上げます。

昨年、本町は、9月の台風15号の風による被害、また、10月25日の大雨による本町住民2名の尊い人命が失われた水害、なお多数の土砂崩れ箇所が発生した昨年は、町執行部は復旧に当たり、大変苦勞した年でありました。また、災害の完全復旧さなかの本年2月には、新型コロナウイルスが発生し、今日では、全世界に感染が拡大しております。日本も感染者が増加し、第3波の到来となり、日々の感染者が全国で2,500人を超えております。特に、北海道の旭川では、医療従事者が不足し、自衛隊の医療支援部隊の応援をもらっているのが現状でございます。

なお、関西方面でも、大阪、愛知などは、これから検討していくというような話も聞いてございます。

8日のNHKのホームページによると、死亡者は、今まで8日47人を含め、2,500人強の方が亡くなっているという記事も出ておりました。幸い本町は、感染者数ゼロ人ではありますが、近隣の市町村は、感染者数が徐々に増えつつあります。本町も、感染者数ゼロ人に甘えず、感染を出さないためにも日々マスクの着用、手洗い等を徹底し、感染しないよう願っているのは、私だけではないでしょうか。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一括質問に入ります。

1項目め、子供たちの安全について。

近年、社会状況が日々変貌している中、子供たちを取り巻く環境は、一昔前とは比較にならないほど変化が著しい今日であります。

マスコミや新聞等により、子供の安全についての報道は数多くあり、事件等が報道されています。

そこで、3点について、今の状況と今後の対応及び対策を伺います。

1点目、児童虐待、2点目、インターネット犯罪、3点目、いじめ問題。

2項目め、福祉有償運送、外出支援タクシー利用助成、路線バス利用促進助成について。

本町は、公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、平成17年9月より福祉車両を利用した福祉有償運送事業が開始され、平成29年に外出支援タクシー事業を開始し、平成30年、31年に改正され、令和2年3月には町民バスの廃止に伴い外出支援タクシーが充実されました。

また、平成30年4月より路線バス利用促進事業が開始されております。

そこで、福祉有償運送、外出支援タクシー、路線バスの利用促進、個々の利用者数、及び今後の方針を伺います。

以上で一般質問を終わります。よろしく申し上げます。一括質問でございます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えいたします。

1点目の児童虐待等、子供の安全についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、子供たちを取り巻く環境は大きく変化し、子供たちが今まで考えられなかったような事件や事故に巻き込まれ、そのような機会も増えております。事件や事故が報道されるたびに、心が痛むのは私だけではありません。

弱い立場の子供たちが被害者となることがあってはなりません。子供たちの未来を守るのは、私たち大人の責任であります。

町といたしましても、学校・保護者・関係機関等、連携を図りながら、適切な対応をしてまいる所存であります。

なお、詳細につきましては、教育長に説明させますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の移動制約者への支援についてお答えいたします。

まず、ご質問の各利用者数と今後の方針であります。福祉有償運送事業につきましては、延べ人数で、平成30年度は104名、昨年度は94名、本年度は10月までに70名となっております。今後も利用者のニーズに適切に対応できるよう、事業と体制の継続に努めてまいります。

次に、高齢者等外出支援タクシー利用助成事業につきましては、平成30年度には、登録者数156名、利用額で317万円。昨年度は、登録者数209名、利用額で406万円。本年度は、10月末現在で登録者数264名、289万円となっております。

本年度4月から、利用者要件の緩和など、事業の見直しを行い、現在実施しております。今後も利用者のニーズを捉えながら進めてまいります。

路線バス利用促進事業につきましては、開始した平成30年度は、利用登録者数は240名で、定期券の購入が26枚、回数券の購入が670冊、助成額としては175万円。昨年度は、利用登録者数は、60名ほど増えて300名で、定期券の購入が40枚、回数券の購入が774冊、助成額は213万円であります。

本年度、10月までの実績といたしましては、利用登録者数が297名、定期券の購入が21枚、回数券の購入が351冊、助成額は95万円という状況であります。

利用者数につきましては、残念ながら事業者側も把握していないとのことですが、売上が減少していることから、利用者数も年々減っているものと推察をしているところであります。

路線バスにつきましては、事業者である小湊鉄道株式会社から、さらなる減便の申入れがあるなど、大変厳しい状況ではありますが、今後も本利用促進事業を継続し、路線存続と利用者の利便性向上に努めてまいります。

以上で三枝議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） 三枝議員の質問にお答えします。

児童虐待に関しましては、「児童虐待の防止等に関する法律」「児童福祉法」等の内容を遵守するとともに、学校、健康福祉課、児童相談所等との連携を密にし、児童・生徒の虐待防止に努めています。

とても残念なことですが、平成31年1月に県内にて、児童虐待・死亡事件が発生してしまいました。その事例を分析し、虐待が疑われるような事案がある場合、ちゅうちょなく関係機関と連絡を取り合い、子供たちの安全・安心な生活が保障できるようにしていきたいと考えております。

学校現場には、研修等を通じて、虐待の定義の理解、早期発見への努力、通告義務の徹底など指導しております。今現在、児童相談所が対応している事案はありませんが、今後も、学校での教育相談や、悩み相談箱の設置等を通し、情報収集に努めてまいります。

次に、インターネット犯罪の防止についてです。

子供たちがインターネット犯罪に巻き込まれないようにするには、子供たちに正しい知識・判断力をつけさせるとともに、ご家庭との連携が不可欠です。学校だより・学年だより等にてお知らせし、協力を仰いでおります。

また、学校では、例年、保護者参加型の研修会を開催し、啓発に努めております。コロナ禍の下、今後どのような形で実施していけるか、学校と相談し、進めていきたいと思っております。

子供たちには、技術・家庭科や特別活動、総合的な学習の時間等において、正しい情報操作の在り方、情報モラルについて確認・指導をしております。

次に、いじめ問題です。

いじめに関しては、「いじめ防止対策推進法」等の内容を遵守し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めております。

具体的には、アンケートや個人面談を実施したり、悩み相談箱を設置したりして、早期発見に努めております。

また、未然防止の観点から、心の教育を推進するとともに、職員を人権教育やカウンセリング等の生徒指導の研修に参加させ、指導力の向上を図っております。必要に応じ、スクールカウンセラーの活用も図っております。そして、家庭との連携を密にし、早期解決を目指しております。

いずれにしましても、日々変化していく社会の中で、子供たちの安全・安心な生活を支援していけるよう努めてまいります。

以上、三枝議員の答弁といたします。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

今、教育長もおっしゃいましたけれども、児童虐待、残念ながら、犠牲者がすぐ近くの市原市で出た。

私、ここに来るまでに、児童虐待という問題に関しまして、非常にショッキングなことがございまして、一昨年ですか、18年3月2日に、新聞に載っておったんですが、事件としまして、東京目黒区の当時5歳の船戸ユキちゃん、結愛（ゆあ）ちゃんか。結愛ちゃんという方が敗血症で亡くなったという記事が出てございまして、それを読んでいくうちに、これは家庭内のことなんでしょうけれども、離婚されまして、新しいお父さんと住み始めたということなんですけれども、そのお父さん、最初はすごく優しかった、当時は。そのお父さんの本当の子供さんが、結愛ちゃんママのおなかの中に宿って、その時点からちょっと急変した、態度が。それで、あるときには、サッカーボールのような形で蹴られていたというふうな報道があったんですよ。

私も年取ってきていますので、自分たちのときの子供のときと、現状では大分違いますけ

れども、少なからずとも、自分の子に対して、そういう行為はまずしなかったですね。たたかれました。目いっぱいたたかれたこと、ありますけれども、ちょっとそこまではやられた記憶はございません。

それを皮切りにしまして、虐待について、翌年の19年、これが千葉県ですね。栗原心愛（みあ）ちゃん、当時10歳の方、小学生なんですけれども、これ大々的にマスコミに出ておりました、その時分ですね。それで、お父さんに水をかけられたり、いろんなことをされながら、最後には亡くなっちゃったということで、それがしばらくしてから、コロナ禍の時代に入ってくるんですが、ここに来まして、今、教育長がおっしゃった、市原市の10か月のお子さん、これが4人兄弟らしいですよ。その兄弟の方は幼稚園に通ったりなんかしておるらしかったんですけれども、その前の心愛ちゃん、これもいろんな形で、「助けてくれ」というような、何ていうんですか、そういうものを個人的に出しておったんですけども、それがなかなか大人たちに受け入れられなかったということと、次の市原の件につきましては、4人の子供さんのうちの、この真ん中なのかな、一番下か、ごめんなさい、一番下ですね。上の子供たちは、幼稚園バスで送り迎えされていたということを新聞には書いてございました。そのときに、ある人は、その状況は、お母さんがいつも抱っこして、上のお子さんたちを送ってきているのに、抱っこしてこない日が何日かあった、おかしいよなというような人が、市の担当部署に相談したらしいですよ。一報を入れたらしいんですけれども、残念ながらそれがうまく伝わらなかった。

それで、結局、何と言ったらいいですか、虐待については、どこかで必ずそのサインを出しているんですよ、虐待を受ける者は。それが非常に見つけにくいということと、見つけられないという表現は悪いかもしれませんが、見つけ難いと言うほうが正しいかもしれませんけれども、それでそういうことを書いてありました。

児童虐待をどうこうするということは、非常に難しいかもしれませんが、一番近くで見られる、例えば、学校で言うと学校の先生、それから、長柄で言いますとこども園の職員の方が一番近くで見えておるわけですよ。幸い本町には、そういう事件はございませんけれども、それを、いろいろ指導等はされておると思うんですけれども、身近なところで事件が起きないように、常日頃やっていただきたいということでお願い、最初は一応お願いしておきます。

それで、これ、また資料があるんですけれども、今年の6月3日、これ、NHKなんですけれども、ちょっとこれデータ古くて申し訳ないんですが、平成26年の厚労省から出たデー

タを出しているんですよ。

それで、その中にちょっとショッキングなのが、身体虐待、これが、虐待の種類の中で一番トップで来ているのですけれども、いろいろ何種類か身体虐待、ネグレクトとか、性的とか心理的とか、いろいろ分けてあるのですけれども、その中の約30%近くが身体虐待。

次が、これ非常にショックなことなんですね。虐待をしている、その人はどなたかという、実父、お父さんですね。お父さん、実母、お母さん、この方が約7割を占めているんですよ、全体の。ですので、ごめんなさい、それから虐待を受けた子供の年齢層、ゼロ歳からずっと出ておるのですけれども、小学生、単独で見ますと34%なんですけれども、小学生以下を見ますと、約80%近く占めています。こういうふうに、一応データが出ているんですが、この辺も重々考えていただいて、できるだけ虐待が減るような形。ゼロにするのは、それは難しいかもしれませんが、減るような形で、いろいろな方とご指導等をいただけたらありがたいなというふうに考えております。

ここで質問に入ります。先ほど教育長おっしゃっていますけれども、千葉県と、まず、最初国ですね、国は、去年6月に改正虐待防止法というものが国会で一応成立してございます。それで、今まで結構あったと思うのですけれども、その中にワンポイントで、親がしつけの際に体罰をすることを禁止する。要は、親は、自分の子であろうと、体罰してはいけないよということで、国会を通過してございます。これが改正虐待防止法ですね。

千葉県には、「千葉県子どもを虐待から守る条例」というものがございます。これは、平成29年から施行されておまして、何回か改正されておるのですが、令和元年10月から、今一番新しい条例がなっておるのですが、こういうものが一応ありまして、こういう条例の改正等を受けまして、本町ではどんな形を取られて、あるいは指導等をされたのか、その辺もしやっておるのでしたら、ちょっとお聞かせください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまのご質問のとおり、今回の改正は大きな柱といたしまして、親の体罰禁止に加えまして、児相介入の強化でございました。これらを踏まえまして、本町では職員に各種研修に積極的に参加いたしまして、理解を深めていたところでございます。

また、これらにつきましては機会を捉えて啓発をし、リーフレット等を活用させていただ

いておるところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

先ほど私言いました、「千葉県子どもを虐待から守る条例」という、これの一応ピックアップしたものがございます。その中に、目的とか理念とかいろいろあるんでしょうけれども、市町村・関係機関等の役割という欄がございます。その中に、この中の文言に、「関係機関は、虐待を発見しやすい位置にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるもの」というふううたわれているんですね。ですので、先ほど私言いましたけれども、現場の方が一番近くにおるといような話をしたんですけれども、それを吸い上げるのが、町の教育委員であり、いろんな方たちのことだと思うんですけども、その辺をちょっとお聞かせ願えればありがたいのですが。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

今、議員さんからご指摘のありましたとおり、ここ数年で、大変痛ましい事故が、事故とか、事例が発生しております。それを受けまして、国や県の法令の制定、それから条例の改正等が行われております。その中で、学校のほうにも、守秘義務等が課されております。内容につきましては、校長を通して学校でも校内研修等で職員に伝えて、共通理解を図るように、先日お願いしたところがございます。

また、保護者会や保護者の皆さんが集まるときにも、親御さんが手を出したりしたときには体罰になるんですよと。それで、学校としては、そういう事案があったときには、関係機関に通報いたしますということを、やはり徹底してお知らせしていくしかないと思います。

実際、私も何件かそういう場面に遭遇したことがあるんですけども、なかなかご理解いただけない。これはしつげだとか、または小さな子供だと、そういうことがあると、言葉悪いんですけども、お父さんが悪いことしたから、連れていかれちゃうのとか、そういったことを聞くと非常に心が苦しみます。でも、現場の職員には迷わず委員会に通報するように、または児童相談所に連絡するよというということで、徹底をしております。

そういった面でも、やはり保護者の方のご理解をいただかなければいけないと考えております。

子供との面談や、それから悩み相談箱等を利用して、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

できるだけ自分のところで止めないで、どしどし専門機関のほうに吸い上げていただければというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

ここで、こども園の園長さん、お見えになっているので、せっかくですけれども、虐待も含めて、いじめを含めて、どういうふうな取組されているか、ちょっと一言いただければありがたいんですが。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

安田こども園長。

○こども園長（安田昭子君） やはり早期発見に努められる立場であるということで、職員の方には、何かあったときには、身体的虐待というのももちろんありますけれども、ネグレクトのほうも心配されますので、職員間で話し合うというような機会をつくっております。報告をするようにということでお願いしています。よろしいでしょうか。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） いろいろされておるといいますので、安心はしていますけれども、こういう問題というのは、いつ何どき起きるか分かりませんので、気を緩めることなく、ぜひ注意していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは次に、虐待はそれぐらいにしまして、インターネット犯罪に入りたいと思います。

近辺ちょっと私も今までガラケーを使っておったんですけれども、スマホに替えました。スマホに替えてまだ間もないんですけれども、結構重宝する場面もございます。今までは電話はガラケー、ホームページ関係はPCというふうな段階、区別をして使っておったんですけれども、手元にスマホがあれば、いつ何どきでもPCと同等のことができるというふうに非常に便利に思っています。

そこで、インターネットが現在普及されまして、その小型というんですか、そういうものが、名前、どうか分かりませんが、 아이폰とスマートフォンという2つの部類になっておるんですが、ちなみに、現在、本町の学校のほうで、スマホとか 아이폰とかそういうものを持ち込んでオーケーになっているか。その辺、なっていない部分はちょっと定

かでないんですけれども、それを教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

本町の小中学校におきましては、基本的には携帯電話等は、持込みは禁じております。ただ、どうしても必要なときには、連絡帳を通しまして、学校の職員にお伝えいただきまして、基本的には職員が帰るまで預かるという形を取っております。そのような形で3校とも対応しております。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

そういうことですね。お子さん、学校に持ってきて、ちょこちょこやっている困る、勉強にならないということもあると思いますが、ちなみに、ここでちょっと本町とは別問題、別格なんですけれども、東京都のデータがございます。

スマホの所有率を、今から言わせていただきますと、小学校低学年、これは3年ぐらいまでですかね、区別してしまして、19%。小学校高学年、これは所持率高いですね、34.6%、中学生が75%、高校生はもう100に近いんですけれども、93%という、こういうような数字があるんですが、ちなみにいつだか私、記憶途切れちゃって申し訳ないんですけれども、スマホを使ってSNSで連絡を取り合って、子供さんを探したら、SNSで知り合った方と一緒にいた、保護されたというような報道なんかを私、聞いたことがあるんですが、ちなみにスマートフォンを持っていて、SNS、ツイッター、何だっけ、よくトランプさんが使っているやつですね、ちょっと名前忘れた、ごめんなさい。

そういういろいろ連絡を取り合う方法があるんですけれども、私、さっき言いましたように、スマホを持って一番よかったのは、一応LINEができる。LINEというのはお互い分かり合っている、知っている人しかできませんので、その辺いいんですけれども、ただしSNSというものは誰だか相手が分からないですよ。そういうものを逆に利用する。校務用で利用する方が出てきているわけですよ。スマホを、SNSを使ったという人は、小学生の、ごめんなさい、ツイッターですね。東京都のデータといいますと、小学生のうち、ツイッターを使ったことがある人は16.3%、フェイスブック13.9%、いろいろ書いてございます。

ですので、比較的、例えば、学校で持ってきちゃいけない、あるいは学校で持ってきたのは預かりしますと、これは非常に現場的でいいのですが、家に帰りますと、あれば使います

よね、当然。その辺をどういうふうに指導されているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

携帯、スマートフォン、それからインターネット等利用状況の調査は現在しておりませんが、多くの児童・生徒がネットを利用していることが予想されます。なお、今現在、私も詳しくないんですけども、子供たちはゲームを通して、自分の情報を発信することも可能と聞いております。

学校では、正しい情報発信の仕方、また、いじめを含めました情報モラル、ネット犯罪等の防止について、各教科、日常生活の中で指導しております。それから、各機関から出されますリーフレット等を配布しまして、やはりその都度指導はしております。

この問題につきましては、家庭の協力なしには、犯罪の抑制はできません。例年各学校でも、保護者に対しまして、関係機関から講師を招いて講演会を開きましたり、学校だより、それから学年だより等で、注意喚起をお願いしております。

今後も、家庭にご協力を得られるように、啓発していきたいと思っております。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ぜひそういうふうに、指導し合ってやっていってください。ただ、指導しても、破る方は破ります。その辺を重々理解していただきたいなというふうに思います。

最後はSNSか、さっき私、言い忘れたんですけども、SNSを通じて、知らない人とやり取りしたことがあるかという、これ、東京都です、あくまでもね。ことに関して、「ある」、「ない」、「分からない」というような3つの選択をしたらしいんですが、小学校低学年は「ある」という方が30%、小学校高学年になりますと26%、中学生になると減ってくるんですけども、ですので、比較的使用しているSNSを利用している低学年の子供、これが一番危険度が高いというふうに私は思うんですが、その辺を重々、頭の隅っこで構いませんけれども、入れていただいて、指導なりに生かしていただけたらなと思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

現代の暮らしの中では様々な情報システムにつきましては、なくてはならないものとなっております。子供たちも、先ほど申しましたけれども、ゲーム等を通して、だんだん低年齢化してきていると思います。すごく通信機器は便利なものでもありますけれども、間違った使い方をいたしますと、大きなトラブルに巻き込まれる可能性もあります。特に幼い子供たちは、結果がどうなるかも分からない中で操作しているところもあると思います。発達段階に応じまして、学校では分かりやすく指導していくことが大切であると考えます。

それと、先ほど申しましたけれども、保護者に対しても、繰り返し啓発活動を行って、ご協力いただかなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 何度も重ね重ねお願いして申し訳ないですけども、それで、あとは、いじめ問題というふうに入っていきたいんですけども、いじめ問題については、先般、学校教育、違う、何だっけな、協議会でなくて、懇談会か。そういうもの、学校教育懇談会ですね。そういうものに私、出させていただいたときに、いじめについて、失礼ですけども、議長さんのほうで、質問のとき、質問がございましたので、それはちょっと省きます。

次に、本町で、いじめ防止対策推進条例というものがございます。ここに例規集があるんですけども、その中にこれは平成29年3月17日に制定されています。その中に、いじめ対策委員会、オア、いじめ問題対策連絡協議会、こういうものがあると思います。この2つについて、どのようなことを、活動というんですか、会議というんですか、ものをされておるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えさせていただきます。よろしくお願います。

重大な事案が発生した際には、町のほう、連絡協議会のほう、いじめ問題対策連絡協議会が招集されます。その中で、その事案の内容によりまして、いじめ対策委員会の委員が選出されます。条例が制定されてから、町内にて重大な事案が発生して、今、おりませんので、本日までの開催はありません。

なお、今回のご質問をいただきまして、緊急性を考慮しまして、条例の制定の趣旨からも、連絡協議会の開催については、今後また検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 幸いそういうことで、前例がないということで、一安心しておるんですけれども、こういうものは、できるだけ招集がないほうが、私はいいと思っていますので、先ほどから言っていますが、その辺重々よろしくご指導のほどお願いいたします。

それでは、次、それで、2項目めの福祉有償運送、外出支援タクシー利用助成券云々、路線バス利用、これにつきまして、ちょっと質問したいと思います。

福祉有償運送、これ、私、勝手に考えているんですけれども、福祉タクシーという理解でよろしいですかね。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

福祉タクシーというカテゴリーがどういうふうになるかというようなご質問かと思えますけれども、本件につきましては、一定の利用規約がございます。介護認定を受けている方、要支援を受けている方、身体に障害があり外出がなかなか困難な方、こういった方々が対象となるものであり、目的地につきましても、病院、町の福祉事業に参加する、こういった利用に係る制約がございますので、福祉タクシー、そういった方々が単にご利用なさる事業とは異なるかと思えます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） そうしますと、福祉有償運送という中に、福祉タクシーというものがあるんですか。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） ただいま申し上げますとおり、議員がおっしゃる福祉タクシーというものが、どういうカテゴリーになるかということが、まず一つあるかと思えます。その上で、ご説明させていただいた、今、申し上げますのか、福祉有償運送事業でございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 分かりました。それで、これも私、前回、7月ですか、有償運送協議会というところの会議に出させていただきます。その中でいろいろ数字的なものをいただいたんですが、先般から言われていますように、本町の人口、これが、あるところのデータによりますと、もう相当数、人口減りが来ていますよという、これ、GD フレークというんですか。このデータです。想像以上に、最初の予定よりは全然早いんですよというお話を聞いてございます。

ということは、減るとともに、高齢者が増えてくるということも言われているんですが、高齢者がこれから増えることに対して、この有償運送というんですか、これもどんどん活用されると思うんですけども、先ほど町長の答弁でございました、私のところにもデータがございまして、有償運送については、来年度は96件ですか。ですよ、多分。数字が間違っていたらごめんなさい。そういうことでやっていくんだよというふうな話を聞いておりますけれども、高齢者が増えるということは、こういう交通手段を利用される方はもっと増えると思はるんですけども、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまご質問にありますとおり、今後、高齢化は進んでいくかと思えます。それに伴いまして介護等を認定される方、これらも同時に増えるかと思えます。それらに伴いまして、当然ニーズは増えるかと思えますので、その辺は適切に対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） それでは、ここでまた数字を言って申し訳ないんですけども、私、手元にありますGDフレイクですか、フラークというのかな。その辺の調べたところによりますと、22年、これが実質、高齢者数が、全国平均が約29%に対して、本町は残念ながら44.2%と、相当開きがございまして。ということは、高齢者が多いということですね。

ですので、今、課長言いましたけれども、当然利用者は増えてくるということですので、その辺の運送事業の充実を図っていただけたらなというふうに思っていますので、よろしく願いします。

ちなみに、参考までですけれども、20年、本町の65歳以上の人口、人口というのですか、

人口は、これ、あくまでも予測らしいんですけども、2,992人という数字も出てございます。当然、町から出しているほうホームページを見れば、当然分かってきますので、どんどん老人が増えていくというふうな形ですので、その辺重々お考え願ってやっていただきたいなというふうに思います。

それで、外出支援タクシーについてちょっとお聞きします。

これは、これも例規集に載っておるんですけども、町民であれば、目的が何であろうと使えるという非常に便利なものになっておると思うんですけども、これが今から3年前ですか、発足したのが。それとさっき数字、おっしゃっていましたが、大分数字が上がってきているんですけども。この中に、数字はいいんでしょうけれども、あと、利用できる時間帯というのは、どの辺押さえているんですかね。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

基本的にはタクシーをご利用なさいますので、タクシーの営業時間内であれば大丈夫です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） それで、今、本町は、タクシー会社、何社使っておられますかね。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

本町のこのタクシー助成事業に登録されているタクシー会社は、当管内で8社、市原市の会社で13社、介護福祉タクシーというくくりで16社の合計37社でございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 結構多かったですね。当然、タクシー会社、いろいろあると思うんですけども、変な話ですけども、それを使って行った、行って降りた、またそのタクシーを使って帰りたいといったときに、基本的には、今、課長おっしゃったようにタクシー会社営業時間をもし仮に、変な質問で申し訳ないですけども、仮にオーバーしちゃった。本当は8時までなんだけれども、8時半ぐらいに来てもらいたいということを言った場合は、そういう場合はもう、そういうときにはそれでオミっちゃうんですかね。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご質問のそういった点につきましては、本町では承知してございません。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） そうしますと、それはタクシー会社にお任せしているというふうな解釈でよろしいですね。問題ないですか、それで。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

タクシー会社ではなく、ご利用なさっている個人に委ねているところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） さっき基本的には、タクシー会社の営業内とおっしゃっていませんでしたか。あくまで利用者にとりいうふうなお話、していましたか。タクシー会社のことを聞いたときに。再度ちょっと答弁お願いします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご利用にあつては個人の選択によってご利用いただきますので、あくまでもご利用は個人が行います。

ただ、先ほどのご質問のご利用時間ということであれば、タクシー会社の営業時間内であれば、ご利用できるかと思えます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 分かりました。私の解釈で、タクシーの営業時間内だけを利用すると。それ以外については、本人の解釈に任せますよということでもいいですね。その辺で了解しま

す。

時間がなくなってきちゃったんですけども、あと最後に路線バスについて、ちょっとお聞きします。

現状、長柄町に、路線バスの、町が補助して、先ほど、回数券使ったり、定期券使ったりできるバスは、一応3路線という解釈でよろしいですね。

その3路線ある中で、現状、3路線で一番利用客が多い路線と少ない路線、これ、分かるかどうか分かりませんが、もし分かったら教えていただきたいですが。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

一番多い路線ですけども、千葉茂原線を走っております茂原駅ロングウッドステーション線になります。一方、一番少ない路線でございますが、茂原駅南口から大津倉の路線でございます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） それじゃ、立ったり座ったり申し訳ありません。利用者の多い時間帯、お願いします。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

小湊鉄道の長南営業所のほうとふだん情報取っている中の話といたしましては、やはり通学時間帯が一番多いということで、ロングウッド発茂原行き7時半、こちらは長柄小学校の登校の児童も乗っておりますので、そのあたりもあるかと思いますが、その便が一番、町内の乗降では多いのではないだろうかということでございます。大津倉発の茂原行き、こちら6時50分というのがあるんだそうですけれども、そちら、主に高校生と思いますが、一番多い時間帯だということでございます。

あと、茂原駅発で労災病院に向かうのが本町内を通過しておりますが、そちらについては通院の関係かもしれませんが、7時50分発の茂原から労災に向かうバス、こちら、逆になるんですけども、そちらのほうが一番多いというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 課長ありがとうございました。今、私、多分、時間帯、通学時間とかそういう時間が一番多いのかというふうに思っておったんですが、それでは、3路線の中で、大津倉線はちょっと別にしておきます。今課長おっしゃった、茂原・労災線と茂原・ロングウッド線、これ、始発が茂原駅、あるいはロングウッドであってというふうな交互になっていると思うんですけども、労災病院に行くバスは、これ、ロングウッドに入りませんよね。バスが入っていきませんよね。ということは、単独で労災まで行っちゃうわけですよ。1日に往復、往復だから2便ですか。朝と夕方しかないはずなんですよ。私、調べた範囲です。非常にもったいないというとおかしいんですけども、せっかく皿木から右に回っていけばすぐロングウッドステーションがあるのであって、労災病院行きのバスもロングウッド経由にしたらいいかと思うんですけども、その辺はもしお考えがあったら教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

私の承知している範囲ということで恐縮なんでしょうけども、茂原駅発労災病院につきましては、地域のニーズが非常に高いということで、小湊鉄道さんのほうで新たに引いていただいている路線でございまして、こちらにつきましては、直で、鼠坂を上がって労災病院さんに行くということを目的としているということで、長柄町内でも、幾つかの既定のバス停にはもちろん止まりますし、議員のおっしゃった今の皿木地先の交差点から、中に入って行って、都市農村交流センターとロングウッドステーションさんのほうに入って行くということをしなないということであって、主たる目的をそのまま真っすぐ労災病院にということ、長柄町内の町民を乗せないということではございませんので、その辺だけお願いしたいと思います。

あと、2便じゃなくて、すみません、便数は分かりませんが、もう少し便数は多いかと承知しておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございました。

私の調べ方が間違っていたかもしれません。申し訳ありません。せっかく経路ってあるので、バス、いろいろ、もろもろの道順があると思うんですけども、何系、何系というものがついていていると思うんですけども、それにはバスの道順を変えるということで結構、陸運

局云々の問題があつて難しいと思いますけれども、せっかく行くのであれば、ロングウッドにお客さんを乗せて、あるいは降ろしてという形も、少しでも考えていただけたらありがたいと思いますけれども、これは最後の質問にしますけれども、よろしくお願ひ……質問じゃないですね。要望とします。ですので、よろしく企画課長のほうでお願いします。

以上で終わります。

○議長（星野一成君） 以上で三枝新一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前11時20分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 柴 田 孝 君

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 議席3番、柴田孝でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、コロナウイルス感染症におきましては、幸いにも長柄町は感染者ゼロでございます。地方創生臨時交付金や町補正予算における生活支援やICT環境整備、小中学校への情報機器通信ネットワーク環境整備等々の対策強化に、清田町長はじめ職員の皆様に感謝申し上げます。

そして何よりも、先ほども教育長からお話がありましたけれども、昨年の浸水被害を受けましたこども園の復旧工事が完成しまして、1年1か月の間ですか、分散し狭い部屋の中での園児たちが事故なく過ごせましたことは、職員の皆様のお気遣いをいただいていた業務で、大変ご苦労なさったと思います。大変心より感謝申し上げます。

さて、町の現状では、昨年の豪雨による復旧工事等が現在も継続され、土砂災害などの補

助事業においては、順次工事が着手されていますが、工事完成の見通しがいまだ見えない中、防災対策においては、近年の異常気象による豪雨災害や大規模地震など、今後いつ起こってもおかしくない状況でありますので、防災体制、減災対策において、早急な対応が求められています。

そして、高齢化に伴う過疎化が著しく、さらには、新型コロナウイルス感染症により各行事、イベント、あるいは地域の集いまでが中止されていますが、11月末からコロナウイルス感染が急増し、年末年始においても非常に厳しい状況にあり、不要不急の移動制限など、自粛規制の強化がされる中、小売店舗、飲食店など、経営困難な状況にあるのではないのでしょうか。

また、国の動向では、日本経済の在り方や新しい生活様式とした制度改革におけるデジタル化、教育指導の充実へのICT活用、社会保障制度改革、雇用対策、少年法改正など、多面的への生活に密着した改革が進められようとしています。

地方においては、著しい人口減少や産業の弱体化、基幹産業である農商工業の現状では、従事者の高齢化や担い手不足から、経営基盤の衰退など、地方創生に向けた様々な課題が山積している状況であります。

町においては、停滞している町民生活の活性化と自粛への我慢の解消に向けて、感染リスクを避ける行動により、人の熱が人を動かすことから、思い切って仕掛けていくことも必要ではないのでしょうか。

今後、町の資源と魅力を再発見する機会でもあります。活力あるにぎわいを取り戻すために、町の特性を生かした新生活様式を定着させ、働き方、地方創生となる地域の取組など、心豊かな長柄町を目指す中期長期の将来的な施策の展望を見据えた第5次総合計画の策定が現在、策定され、施策への転換が求められています。

このような観点から、何点か質問させていただきます。

第1項目でございますけれども、令和2年度の施策方針の取組状況についてであります。

施策方針においては、人口減少、生産年齢人口の減少、一般財源の減少などから、町の予算編成に当たり、国・県の補助制度の採択や優先順位を選択し、事務事業の在り方や必要性の再検討を行うこととしています。

そして、第4次総合計画のアンケート調査では、「町にずっとできれば住み続けたい」が67.2%で、「できれば転出したい」「転出つもりだ」と、そういう意識では、「買物など消費生活が不便」との割合が69%と、非常に高い割合となっており、交通対策の重要性を感じ

られます。

先ほど三枝議員からも質問がありましたが、その中で、高齢化対策として、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、健康で生き生きと安心して過ごせる日常生活サービスの体制整備についてであります。その中の公共交通の確保として、町民バスが廃止され、路線バスの利用促進、路線の維持について、買物の利便性や移動の容易性など、どのように取り組んできたのか。また、利用の推移と現状はどのようになっているのか、お伺いします。

次、2点目に、平成29年度からの高齢者等外出支援タクシー助成事業として、利用者ニーズや実態調査の結果はどうか。また、その後の条件緩和等の外出時の移動しやすい環境づくりをどのように取り組んできたのか、お伺いします。

次に、2項目めの高齢者の健康維持についてであります。

テレビ番組の高齢者の生活において、地域において、高齢者が自主的に毎日のごみ拾いや施設清掃、あるいは文通など、ボランティア活動を通じての交流機会を図り、楽しい、達成感、昔を思い出すことなど、健康維持につながるのとことでした。町においても、より効果的に、脳トレ、運動不足の解消、認知機能の維持による健康づくりをするために、体力や健康状況に合わせた活動内容により、継続性や取組方、毎日家庭でできる体操など、日常生活での意識を高めることが大切かと思えます。

今後、高齢者への意識改革を踏まえた健康づくりが大切であり、活動を活性化するためには、地域の組織間の連携による町の取組が必要と考えます。

そこで、1点目に、高齢化が加速する我が町において、心身ともに健康で日常生活を送るには、町民の健康づくりの推進が不可欠であります。

現在、町地域包括支援センターが活動支援し、介護予防推進員が中心となって、地域の集会場などで、介護予防教室が行われています。私も時間があると参加していますが、準備など手伝いなどしながら、近所のおばあちゃんたちとの笑いや昔話などで、文化・時代を振り返り、楽しく過ごせるひとときでもあります。

この介護予防教室は、町民が自主的な健康管理を目指して実施していますが、月1回や週1回の取組で、運動量や知的機能の維持にどの程度の効果を期待しているのか。

また、年1回の「健康とくらし調査」において、どのような評価、検討がなされているのか、見解をお伺いします。

次に、2点目に、コロナ禍における自粛等によって、集まる機会や外出制限が行われていますけれども、運動不足やコミュニケーションの減少などから、筋力低下、栄養不足、認知

機能の低下が生じているとの話を聞きます。これらの実情を把握し、健康状態に応じた、より効果的な予防対策への取組として、参加者と介護推進員の皆さんが、楽しく魅力を感じ、楽しかった、やってよかったと感じられるよう取組が必要と考えますが、見解をお伺いします。

次に、3項目めに、コロナ禍における町の経済影響についてであります。

初めに、医療従事者等の関係者の皆様には、休むことなく命をかけ責任を負ってお仕事をいただいているところでございます。このことに心より感謝申し上げたいと思います。

さて、新たな生活様式が進む中、特に地域の文化、暮らしの中で、自己防衛し、うつさない、うつらない、正しく恐れる、そして、一人一人が守ることによって、ウィズコロナで経済を活性化し、生活と経済を支えることが重要な時期と考えます。

隣町、長南町では、交流施設「長南集学校」では、町内向けに限定し、約40団体が参加して、活気あふれる文化祭が開催されています。また、白子町では、津波を想定した避難訓練として、職員、町民、消防団、ボランティア団体など約800人が参加して行われ、そのほか一宮町でも、玉前神社において、NPO法人の「上総国さすが市」など、いろいろ開催されております。

このように、各地域のイベント等も、少しずつではありますが動き始め、11月からコロナウイルス感染症が急増しておりますが、国・県、医療機関等の意見や動向が重要と考えますが、そこでお伺いします。

1点目に、今年の豪雨被害から1年が過ぎ、町の小売店舗等の経済への影響等が続く中、地方創生臨時交付金と合わせ、町臨時補正予算により、感染症対策や生活支援事業を展開してきました。

しかしながら、小売店舗等や飲食業等の小規模事業者においては、非常に厳しい状況下であり、町事業者の活性化に向けての生活経営支援となる商品券等の支援策が必要と考えますが、見解をお伺いします。

次に、2点目に、今年の豪雨被害等から自粛等により、イベントや各行事の中止、あるいはコロナガイドラインが策定され、7月22日からGoToキャンペーンが始まり、その後徐々に経済活動やスポーツ界などで人の移動・集客・交流等の機会が動き始めてきています。

11月に入ってから、第2波、第3波とも言われ、職場、会食、家庭内など幅広い場所での感染が急増し、日常生活にも危機感と不安を感じているところであります。

ニュース報道では、新型コロナウイルス感染要因なども研究結果から究明されるとともに、

ワクチン開発も進む中、感染防止対策となる3密、ソーシャルディスタンス、マスク、消毒等を講じた行動変容とともに、自己防衛の意識を高めることが大切かと思えます。

町のにぎわいや経済の活性を図る上でも、イベント行事等の活動再開をしてはと考えますが、清田町長はどのような段階時期として判断基準を定めていくのか、見解をお伺いします。

以上で、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 柴田議員のご質問にお答えします。

まず、施政方針の取組状況についてお答えいたします。

1項目めの1点目、路線バスについてであります。一般的に言われる、いわゆる赤字路線である本町の路線は、路線存続の意味からも大変厳しい状況にあります。

バス利用の啓発・周知につきましては、唯一の公共交通である路線バスの存続と、そのための町民のバス利用の促進の点から、本年度も「広報ながら」の4月と7月にバス回数券の助成事業と併せて、記事として掲載をしているところであります。

次に、利用者の推移と現状でございますが、先ほどの三枝議員の答弁と重複いたしますが、利用者数は年々減少し、そして、1日当たりの運行数も減便など、残念ながら、路線バスは大変厳しい状況となっているものと認識をしているものであります。

次に、2点目の高齢者等外出支援タクシー助成事業の利用者ニーズや実態調査の結果、また、その取組についてお答えいたします。

本事業の利用傾向といたしまして、通院が主となっているようであり、タクシーを利用することから、迎車代も含めると、1回当たりの金額が高額となっております。

そこで、令和2年4月からは、1回当たりの利用限度額を引き上げたところであります。引き続き、利便性の向上に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2項目めの1点目、介護予防教室の効果及び「健康とくらしの調査」についてお答えいたします。

介護予防教室は、運動機能及び知的機能の維持・向上を目指し、現在、19の地区で行われております。

運動機能面では、定期的に体力測定を実施し、約5年前と比較し、現状維持または向上しているという結果が出ております。

また、知的機能についても、教室の参加者の7割が認知症リスクの低下が見られているということであります。

次に、「健康とくらしの調査」における評価であります。介護予防教室などの社会参加をされている方については、認知症リスクの低下が見られるなど、現在実施している事業の有効性が示されている一方で、こういった社会参加をされる方が年々減少傾向にあることから、今後の課題といたしまして、参加希望者の掘り起こしについて検討をしてみたいと存じます。

2点目の健康状態に応じた、より効果的な予防対策への取組についてお答えいたします。

各教室の終了後に、参加者とヒアリングを実施し、実情の把握に努めるとともに、教室の内容がマンネリ化しないよう、新たな運動を取り入れる等、参加者が飽きないように工夫してまいります。

引き続き参加者の身体状況を把握し、声かけなどの配慮に努め、参加者の満足度を高められるよう実施してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3項目めのコロナ禍における町の経済への影響についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症で、町内中小企業は、大変厳しい状況であると認識しております。

この中で、商品券等の支援策をご提案いただいたわけではありますが、平成27年度に、町制施行60周年プレミアム付商品券を4,200万円分、発行いたしました。町民には好評でありましたが、町民が利用する店舗は、ガソリンスタンド、またコンビニ等、特定の店舗に偏っておりました。

また、昨年度において実施した、低所得者と子育て世帯に対し、額面2万5,000円を2万円で購入できるプレミアム商品券については、1,200名強の対象者のうち、申請のあった者は266名でありました。

また、商品券につきましては、事務手続に相応の日数が必要なため、即効性が求められる現状に対応しづらい面もございます。

町といたしましては、本年度途中に、企業等応援給付金の制度を設け、本年6月の定例会で予算を上程させていただきましたが、さらなる支援の必要性を認め、本年9月定例会で補正予算をご承認いただき、減収率25%から50%の事業者には、当初の5万円から10万円に、50%を超える減収のある事業者には、10万円から20万円へ増額した支援を行うことができました。

今後も、町内中小企業の情勢を注意深く見てまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目のイベントと各種の事業の再開につきまして、お答えいたします。

今、国内は言うまでもなく、全世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が暗い影を落としております。

特にレジャー、飲食業界では、年末の稼ぎ時に、第3波と言われているこの感染拡大により、危機的状況となっております。

この状況の中で、国、地方自治体も種々の施策を行っておりますが、思うような効果が出ていないのも事実であります。

さて、長柄町のイベントは、毎年多くの来場者によりにぎわいを見せております。議員の言われるとおり、私も細心の注意を払う中でイベントを開催し、多くのお客様の来訪により、長柄町の活気を取り戻したいと心から願っております。

しかしながら、ご承知のように、ここに来て第3波の感染拡大により、時勢は自粛ムードが蔓延しております。

イベントの開催には、国・県の動向判断と世情を軽視することはできません。今後の様々なイベントの開催については、状況を注視しながら、国の「イベント等における感染拡大防止ガイドライン」や、各イベントの実行委員の意見を賜り、しかるべき時期に判断したいと考えております。

なお、開催する際には、このガイドラインに沿った形で開催したいと存じますので、何とぞご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上、柴田議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

いろいろと今の現状で、非常にいろいろな施策が厳しい中でございますけれども、まず再質問として、1項目めの路線バスについてお伺いします。

路線バスの継続と利用しやすいという観点からは、地域性や経済面から考慮すると、私も非常に重い課題だと受け止めています。

現在、町としては、路線バスは利用促進事業として、バス回数券、定期代の半額助成制度の継続で、路線の維持を図り、住民ニーズを捉えて、今後も拡充・見直しを進めていくとのことであり、高齢者等外出支援タクシー助成事業には、いろいろとニーズを捉えながら進化

させていくといった、今の答弁かと思います。

私もこれまで、何人もの議員がこの交通施策についての質問をしてきたのを伺っております。いわゆる消去法のようなもので、今現在はこの2つしかないんだなど難しい課題と承知しています。

9月議会でも、他議員の一般質問で、自家用有償旅客運送はありますよねと、これ、取り組んでほしいよという質問もありました。よく聞かれますデマンドバス、デマンドタクシーのような、呼んだら来る、自分の行きたいところに行ってもらおうという、どこの自治体でも一度は検討しているんじゃないかなと。現在実施している関係者から見ると、目的地を数か所結ぶ路線の選定や、地区間の調整、運営上の資金や人員確保にも非常に大きな負担となるとともに、バス事業者など理解、何よりも実施者となる組織、NPOなどの事業体が必要になってくるわけですけれども、いわば町民の連携と協力が不可欠のことです。

過疎化が進むこの町では、利用者の減少傾向にあり、運営が厳しい状況となっていることから、地域の条件を考慮した場合、運行運営面での課題が多々あるかなと思っております。

基本的には、地域住民との相互理解と支えがないと、制度化は難しいところと考えています。

こういった状況の中で、今、長柄町でできる交通政策は、既存制度を継続しながら、調査・研究するしかないということなのかと思っています。

ただ、町の総合計画の策定に当たって、これまで何度か町民アンケート結果では、多分、いつも町民の求める施策の上位は、交通の利便性向上と買物の不便さ、この割合が多い結果となっているかと思います。

人口の減少の中、交通対策の難しいのは承知しているつもりでございますが、でも何とかしてもらいたい。住みにくい町としてのイメージを解消し、住んでよかったと言われる町を目指していく必要があると思います。

その点は、現状は大変厳しい施策として考えますが、現在、第5次総合計画を作成中と思っておりますが、執行部はどのようにお考えなのか、お伺いたします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

私どものほうも、現在のバスの回数券とタクシー券のチケット助成事業ですか、これがいわゆるベストな施策だとは、全く思っておりません。本当に議員の今のお話の中にもありま

したけれども、消去法のような形で消去せざるを得ない。デマンドですとか、自家用有償の関係ですか、そちらのほうにも、本町においても費用対効果を求めずに、その辺をやっている一番いいところなんですけれども、なかなかそうはいかないということで、一つずつ消えていく中で、バスの回数券とチケットの関係が、今、やっているという状況でございまして、いわば、よりベターなというところで現在やっているというふうにご理解いただければと思います。

あと町民アンケートについての今、議員のご指摘ございましたけれども、全くそのとおりでございまして、今、第5次を策定している中で今年のアンケートの中でも、町民の意識調査で、トップがやはり交通政策を何とかしてもらいたいというものでございました。全くそのとおりだというふうに、私どもも認識しているところでございます。

そこで、新総合計画につきましてということで、ご質問いただいたわけなんですけれども、残念ながら、これだというような新たな交通政策はございません。ございませんけれども、本当に今、議員の質問の中にも含まれておりましたが、既存制度の拡充と充実ですか、こちらのほうなどを図りつつ、全国の同じような地勢の、同じような人口減少にある小さな町、類似団体などの例も積極的に参考とさせていただきます。また、国のほうで行っております構造改革特区など、新しい制度にもできる限りアンテナを張りまして、町民に還元できるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくどうぞご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ぜひ、非常に難しいこの施策ではございますけれども、町にとっては、路線バスが一つもなくなる、公共交通手段がなくなってしまうというのは、非常にイメージダウンにつながりますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

そして何よりも路線バス、今運行されています小湊鉄道さんが、頑張っているんですね。だからそういう中で、やっぱりこの問題は地域公共交通会議までとは言いませんけれども、執行部、町の行政部の中でも、いろんな各町民の代表だとか有識者だとか、そういうものを含めた中での議論をしていくことも大切じゃないかなと。我々も含めて町民側の理解を、より深める場があるべきと考えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 現在、本町では、長柄町の長柄町路線バス等検討委員会というのを組織してございまして、これにつきましては、これまでは、平成10年ぐらいでしたか、千葉中央バスが走っていた路線が廃止になりまして、そのときに巡回バスを新たに始めたというところで、路線バスと路線バスの接合だとか、町で保有しております町有バスながら号の運行の関係、それらも含めてというようなことで協議をする会議と委員会ということで、組織をさせていただきまして、議員のご提案の、いわゆるそういう意味での会議体は、既に本町の場合は持っているというふうに、私どもは認識しているところでございます。

ただし、今、申し上げたとおりこの委員会につきましては、そういう目的で立ち上がったものでございまして、近年では、こども園の送迎バス、今では専門のバスを回らせていただいておりますけれども、合理性などを考えまして、町民の巡回バスがこども園の園児の送迎も兼ねていた時期も結構長くありまして、その関係から、こども園の保護者の代表の方などにもその会議に入らせていただいているというような状況で、現在、進めております。

議員が今、懸念していただいております交通政策、交通問題の全般的なことにつきまして、また近年のご質問と、先ほどのご質問でもありましたけれども、介護タクシーやら福祉有償運送、そのような関係との兼ね合いという意味では、本町の福祉部門などとの連携、そのようなことも必要かなというふうに考えますので、そうなってくると、いわゆる、よそで活発に行われているまちづくり会議のようなものですとか、そういうような視点からの会議体が必要になる。会議体といいますか、会議の在り方が求められるのかなというふうに考えておりますので、そういう意味では、いささか今の長柄町路線バス等検討委員会というところの向きとしては、乖離があるというふうに私ども認識をしております。

今回のこのご質問、私の答弁も含めまして、内部で検討するようにさせていただきたいというふうに、今、考えている次第でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

ぜひとも市内でいろんなメンバーはまた別として、施策の上で先ほど言いましたように、町のここに住んでよかったなという町で、そういう交通面からしても、やっぱり必要だと思います。

そういう中で、非常に難しい課題ではございますけれども、今おっしゃったように、介護だとかいろいろ福祉だとか、そういう複合的な対策はぜひ必要だと思いますので、よろしく

お願いしたいと思います。

本当に、移動手段というか、この交通政策については、どのくらいのサービス水準が必要としているか、町民が考えているか、その辺の把握を含めて、先進地だとか、いろいろ事例があるかと思うんですけれども、アンテナを高くして、よその事例ですよ。そういうところの先進事例も含めて、そういう協議会なり、話合いの場は深めていって、この町をどうするんだと、交通体系をどうするんだということで、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

細かい部分で、課題が多々あると思いますけれども、一方で、路線バス、運行されている小湊会社さんもかなり頑張っていると思うので、町としても姿勢を見せていけないんじゃないか。苦労しているのだから、町も苦労しているんだという姿をやっぱり出していかなくちゃいけないのかなと、そんなふうに思いますので、この路線バス、交通対策については、よろしくお願いしたいと思います。

2点目なんですけれども、高齢者等外出支援タクシー助成事業なんですけれども、先ほど三枝議員からも質問がありましたが、利用者数も増加傾向にあって、今後、利用条件を拡充しながら進めていくというような答弁がありました。地域の実態に、長柄地区と水上地区、市原茂原線と千葉茂原線の事実上かなりかけ離れている実態だと思うんですね。

だから、そういうところを踏まえたと、実態に即して利用者のニーズを本当に身近に捉えていただいて、ぜひともよりよい事業として進めていただければいいかなということで要望しておきたいと思います。

次に、2項目めの高齢化、健康維持についてでございますけれども、私が参加している辺田インフォメーションセンターでの参加者は、1回目からずっと減少傾向にあります。参加者は、農作業だとか、自分で毎日散歩している方、それから出るのがおっくうだという閉じ籠もりが多くなってきています。これがやっぱり高齢化社会の一つの特徴ではないかなというふうに私は捉えています。

参加者も目標をまずできることをして、私どもの前回の介護教室では、毎日日誌をつけましょうよ。1日を振り返って記録することとして、一つずつ認知機能というか、思い出しをして書くことが大事だということで、そこから始めましょうということにしました。

そこで、町内19地区ということでもらってあるんですけれども、いろいろとサポーター運営ということと、住民の主体の介護予防教室と、二手に分かれているんですけれども、この辺は、それぞれ特徴があつていいかなというふうに思います。

先日、千葉日報11月22日なんですけれども、横浜市ウォーキング事業というのがあって、これ、高齢者の鬱解消に効果がありますよと。それと、医療費の抑制になりますよというそのような内容の記事でした。

ぜひともこういういろんな活動の内容の工夫をしていていただいで、よろしくお願ひしたいなというふうに思ひます。

現状ですと、地域ごとの参加者の年齢層や性別、課題を抱えていますので、より効果的な活動、例えば、今、横浜市の事例を話しましたがけれども、中で、いろいろ手足を伸ばしたりというのでも必要かと思ひます。いろんなクイズ形式も必要かと思ひます。

例えば、天気の良い日は、町内というか、ある一定の場所を歩いて、昔話、昔はこんなところだったよねとか、そういうウォーキングですよ、散歩しながらの様変わりした地域、また、今の地域を知ってもら。また、昔話も話題として、そんな時間も取り入れてはどうかなど、そんなふうに思ひます。

そういうことで、まだ実施していない自治会というか、地区というか、19地区のほかはまだいっぱいあると思うので、それぞれあるかと思うんですけれども、この活動を元気にうちに続けて健康を維持していくというのが目的だと思うので、ぜひとも積極的に取り組んでいただければということで、これは要望とさせていただきます。

2点目に、やっぱり同じ健康維持なんですけれども、前回、介護推進員さんといろいろ話をさせていただきました。少なくなってきたねという話なんですけれども、参加しない人は、満足感や楽しさが無いのかな。問題だねと、やっぱり問題視しています。工夫して何か行きたいねということの話になっています。

また、家で気楽にできる、例えば高齢者特有の嚥下機能の低下で誤嚥性肺炎の予防体操もいいねというような話もありました。今後の介護教室で、高齢者に留意する強化体操、今申し上げましたように、誤嚥性肺炎のリスク解消の嚥下機能の強化など、そんなものも取り入れて、毎日少しずつ、のどの筋力ですね。そういうものをいろいろ工夫して、いろいろな内容あると思ひますけれども、高齢者特有の留意する点を重視した中の取組も必要かと思ひますけれども、この辺、何か思いがあれば、お聞かせください。

○議長（星野一成君） 答弁を願ひます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

「健康とくらしの調査」では、様々な要因により参加できなくなってしまう方がおられるということは承知してございます。また一方で、参加意欲はあるものの、なかなか一步を踏み出せない方がおられることも分かってきております。

これらの方々に対しどのようにアプローチしていくか検討してまいりたいと考えておるところです。

また、来年2月の介護予防推進員のスキルアップ研修では、口腔体操の強化として、歯科衛生士による勉強会を予定しております。

今後は、各教室で口腔体操や予防方法を行っていく予定でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

ぜひ一人でも多く参加していただいて、楽しさや満足感、また人と会える楽しみというものをつくれれば、そういうことを含めまして、いろんな専門分野の職員だとか、包括支援センターの職員とか、連携を取りながら、アイデアを生み出していって、工夫した活動をご支援していただければありがたいと思います。

次に、コロナ禍の経済への影響についてであります。町の追加の支援対策等には感謝しているところでございます。

また、町の財政状況につきましては、昨年の災害復旧費用や、今年の新型コロナ対策費などの生活事業者支援事業によって、多額の費用を支出していただいています。財政上非常に厳しい費用負担だということは、十分承知しております。

その中で、あえて質問させていただきますが、飲食業においては、昨年の豪雨被害の影響で、町民の被害への思いから自粛しましょうから、今年の新型コロナ感染症における長期の自粛、1年になりますね。そういう中で、小売店舗や農作物など飲食店に関わる幅広い産業にも大きな影響が出ているんじゃないか、というような思いがあります。

そういうところで、現状を把握して、経過、悪化している状況について、もう少し、予算的に難しいかどうか分かりませんが、地域に昔から根づいた小売店舗等への経済支援をどうかということで、やってもらえるとありがたいなと思っていますけれども、再度見解をお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

昨年の豪雨災害から自粛が始まりまして、今年はコロナ禍で、町内の中小企業、大変厳しい状況にあるということは承知しております。

議員おっしゃるとおり、追加の支援を行いたいのはやまやまでございますけれども、議員おっしゃった、去年の災害で、財政状況、大変厳しくなっております。

企業等応援給付金は国から財源の手当てがございます。町一般財源のみでの追加支援は大変厳しいというふう感じておるところでございます。

今後も、国・県の状況を注視して、できるものがあれば実施してまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

感染対策における、まず町民への広報なんですけれども、町の防災無線で、私がこんなことも入れたら、ということで提案させていただいた中で、速やかに取り入れて放送していただいたということに感謝申し上げます。

現在の感染拡大が急増している状況下では、今の答弁となるのは当然のことと理解します。リスクの高い時期は当然で、我慢のときであります。自粛すべきとのそういう中で、私も同じ考えです。今後、この感染が低下していった中ということで、そういう中で今からどういう段階になって少しずつ動き出そうかと、やっといこうかということは前提なんですけれども、屋内・屋外によって相当相違があるとは思いますが。

今後の行事等やイベント関係の実行委員会の意見を踏まえた中で、町民の我慢からの解放と、気持ちを癒やして心の豊かさを持たせるとともに、それにつなげて、町の活性化に向けての開催規模などを工夫した、安全に安全を期して、事業実施に向けての取組が必要と考えますが、再度何かあればお聞かせください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

コロナウイルス感染によりまして、町民の活気は沈滞気味であります。少しでも活気を取り戻すためには、イベントの重要性は大きなものと考えます。

イギリスではワクチンの接種が始まったようでございます。これからの情勢は、今後好転していくものと思います。この好転していく中で、関係者と相談しながら判断してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

非常に難しいところは難しいところで、判断は厳しいかと思えます。そういう中で、よりにぎわいを取り戻せるような町にしていきたいと私は思っていますので、全てリスクしょって、物すごいリスクをしょってやれって言うわけではございません。そういう時期を見ながら規模だとか、いろんな感染予防対策をして、やれる時期はいつなのかなというふうに待ち遠しいところでもありますので、そういう中で、今いろいろと感染研究者ですかね、あるんですけれども、感染要因だとか、予防対策も究明されてきています。感染状況を踏まえた、そういう今、申しました感染対策をしっかりして、やっていってほしいなというふうに思います。

今は、冬場は乾燥すると、感染が拡大の要因になるというようなところで、市内の換気不足だとか、そういうところもあると。現状で、北海道だとかいろいろ医療現場が逼迫して、崩壊寸前になっているというニュースやなんかで私も承知しております。

今の時期は本当に接触機会を減らすことが重要じゃないかなと。そういう中で、国の動向はもちろんでありますけれども、各イベント等実行委員会の意見を踏まえて、予防対策と経済対策を両立させる必要がある時期が来るんじゃないか。その時期はいつかなということですよ。これは経済再生につながると考えています。しっかりした予防対策、イベントですよ。実施に向けての取組をお願いしたいと思います。

最後に、現在、町内に感染者はゼロでございますけれども、急増している状況では、もしも感染者が出た場合に、誰が感染してもおかしくない、誰もが感染するおそれがある状況ですよ。

ですので、感染者に対しての非難や差別問題がいろいろニュースで報道されています。そういうのを町の対策としてしっかり守ってあげる。そういうところも、今現在ないんですけども、どこまで検討されているか分かりませんが、しっかりその辺はやっていただきたいということで、要望としておきますけれども、よろしくをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（星野一成君） 以上で柴田孝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

休憩 午後12時16分

再開 午後 1時15分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 皆様こんにちは。8番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、傍聴の皆様、お忙しい中ありがとうございます。また、本年は、年頭より予想もしない新型コロナウイルス感染症拡大で心休まることのない1年となりました。エッセンシャルワーカーの皆様をはじめ、コロナ禍の中、懸命に私たちの生活を支えてくださっている皆様に心から敬意を表したいと思います。

コロナ禍は、様々な影響を全国民の生活に及ぼしています。国内の感染が再び広がり、医療提供体制が逼迫している地域もあります。今後想定されるワクチンの接種体制整備を含め、対策強化は待ったなしの状況です。コロナ禍での新しい生活様式と併せて、全ての世代が安心と希望を持てる生活保障政策に、また、経済活性化を後押しする手だてが必要となってきます。

今後も、まだこの状況は続いていくものと思われまますので、気持ちを引き締めて臨みたいと思います。また、一日も早い終息を願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、1項目め、子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）の設置についてお伺

いたします。

現在、人口減少や少子高齢化の進展により、子育て環境は大きく変化しております。国では、平成24年に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年には子ども・子育て支援制度がスタートいたしました。

本町では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする長柄町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「みんなで育てる 笑顔が輝く ながらの子どもたち」を掲げ、子育てを取り巻く課題に積極的に取り組み、本町の全ての子供たちが健やかに成長できるよう支援を進めてこられました。

令和2年度から令和6年度までの第2期長柄町子ども・子育て支援事業計画では、第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況や社会や町の状況の変化などを踏まえ、第2期として、さらなる子ども・子育て支援の充実を図るため策定され、本町における具体的な基本目標と施策が示されております。

その施策の中で、特に子育て世代包括支援センターの設置は、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を目指し、子育てに関する包括的な支援の充実を図る上で大きな役割を担っていると思います。

そこでお伺いいたします。

1点目、平成28年、母子保健法の改正により、平成29年から令和2年度末までに、子育て家庭が社会から孤立するのを防ぐため、産前産後から子育てまで切れ目なく母子を支援する子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）を設置することが義務とされておりますが、進捗状況をお伺いいたします。

2点目、子育て世代包括支援センター設置後の運営について、どのような体制で運営をされていくのか、お伺いいたします。

3点目、母子福祉の推進を図ることを目的とし、相談や見守り、助言など、母子福祉推進員は必要と考えますが、考えをお伺いいたします。

次に、2項目め、子供の権利擁護についてお伺いいたします。

11月は児童虐待防止推進月間でしたが、2018年度には、全国の児童相談所に寄せられた虐待の相談対応件数は15万件を超え、虐待により、50人を超える子供が命を落としています。昨年1月には、千葉県野田市で女兒が虐待で亡くなるという痛ましい事件が発生し、昨年6月には、親などによる体罰の禁止や児童相談所の体制強化策などを定める児童福祉法等改正法が成立し、一部を除き本年4月から施行されました。改正法では、子供へのしつけと称し

た体罰が虐待につながっていることから、体罰の禁止とともに婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターとの連携強化が明記されました。

また、相談体制を強化するため、虐待相談の拠点として、子ども家庭総合支援拠点が2022年末までに全市町村に設置されるほか、学校での早期発見と適切な初期対応に当たるスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの重点配置が進められております。

虐待発生時に迅速・的確な対応を行うため、児童福祉司及び児童心理司を大幅に増員し、職員の資質向上を図るなど、体制強化をされるようです。

そして、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、子供の見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっております。虐待相談対応件数は増加傾向にあります。そのため市町村の要保護児童対策地域協議会が中心となって、子育て支援を行う民間団体等も含めた様々な関係機関と連携し、支援ニーズの高い子供を見守り、必要な支援につなげていくことも重要です。

そこでお伺いいたします。

体罰や暴力、ネグレクト等が子供に及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子育て支援センターや各種健診の場、教育・保育施設等を活用してどのような普及啓発活動をされているのか、お伺いいたします。

次に、3項目め、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を促進するための体制の整備等について、お伺いいたします。

人生100年時代を見据え、高齢者が健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる、高齢者一人一人に対しきめ細やかな保健事業と介護予防を実施することは大変重要です。高齢者については、複数の慢性疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階であっても、身体的な成熟性のみならず、精神・心理的といった多様な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあります。

そこで、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、高齢者一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応を行うことが必要となります。

厚労省はこうした状況を踏まえ、高齢者一人一人に対しフレイルなど、心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進すると基本方針が示され、健康課題にも対応できるような通いの場を活用した健康相談や受診勧奨の取組の促進等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防との一体的な実施を進めることになり、市町村等において、

各高齢者の医療、健康、介護情報等一括して把握できるよう、規定の整備等の準備を令和2年から進め、令和4年までに施行することになっております。

そこでお伺いいたします。

本町として、円滑な施行を図るためどんな準備と検討をされているのかお伺いいたします。

次に、4項目め、少子化対策の強化についてお伺いいたします。

経済的な理由で、結婚に踏み出せない若年層の結婚を支援するため、また、転入促進及び少子化対策として、結婚新生活支援事業は、有意義な事業であると考えます。平成31年3月議会で、結婚新生活支援事業により、結婚に伴う新生活のスタートに係る経済的負担を軽減するための提案をさせていただきました。そのときの町長の答弁で、少子化対策の強化について、結婚新生活支援事業は、既実施している市町村の効果を検証した上で検討したいとのことでした。人口政策の提案として、国の結婚新生活支援事業があります。夫婦ともに34歳以下、世帯年収約480万円未満の新婚世帯に対し、住宅の取得または賃貸費用、引っ越し費用に上限30万円を補助するものであり、国の補助率は2分の1であります。

令和2年11月1日現在、千葉市、市原市、山武市、いすみ市、白子町、長生村などの7市4町1村が増えております。来年度は、39歳以下、年収約540万円未満まで対象が拡大し、補助上限が倍の60万円となる予定であります。

さらに、県主導の下、広域的なモデル事業に採択されると、補助率が3分の2にかき上げされる予定であります。

結婚新生活支援事業の創設について、本町として実施する考えはないのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの子育て世代包括支援センターの設置について、お答えいたします。

平成31年1月には、千葉県のアドバイザーにおいでいただき、設置に向け、取組内容等の検証を行い、課題を整理し現在に至ります。

今後は、届出を行い、健康福祉課脇の相談室に、子育て世代包括支援センターを本年度中に開設する予定でございます。

引き続き母子保健サービスと子育て支援サービスが一体的に提供できるよう、努めてまい

りたいと存じます。

次に、母子福祉推進員についてお答えします。

千葉県では、平成16年11月をもって、千葉県母子福祉推進員制度を廃止し、それまで行ってきた事業については、民生委員・児童委員に引き継いでいただいているとのことであります。本町においても、民生委員・児童委員と行政が連携し、対応してまいりたいと存じます。

2項目めの子供の権利擁護についてお答えいたします。

近年、大きな社会問題となっている体罰や暴力、ネグレクト等については、身近な問題として、その対応に努めております。

各種健診の場では、その都度リーフレットを配布しながら、こども園では、ポスターの掲示や保健だより等に掲載することで、普及啓発に努めております。

引き続き機会を捉えて啓発してまいります。

3項目めの高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等について、お答えします。

本制度につきましては、本年4月から施行され、県内の幾つかの自治体では事業に着手しておりますが、多くの自治体が検討中であります。

本町におきましても現在、課題を整理し、検討している段階でありますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

4項目めの子子化対策の強化についてお答えします。

新婚新生活支援事業については、平成28年度から事業化され、今後、拡充が図られるとのことであります。しかしながら、本町には、既に少子化対策のみならず、本町で新たに生活を始める方々に対し、各種施策で対応しております。

今後も同様に対応してまいりたいと存じますので、ぜひともご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、本吉議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、センターの設置についてですけれども、設置運営の専門職員は何人と考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

設置運営に係る職員につきましては、健康管理系の係長以下3名で対応したいと考えております。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 健康課の係長を含めてということでお話があったと思います。その中には、どういう方がいらっしゃるのか教えてもらいたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

管理係長は管理栄養士という資格を持っておりまして、以下3名ということで、ほかの2名につきましては保健師が対応いたします。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 以前、平成28年3月議会で子育て世代包括支援センターの設置の提案をさせていただきましたけれども、そのときの町長の答弁では、先進地の事例を参考に検討したいという答弁がありました。先進地の事例を参考にしてどんなことを検討されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、平成31年1月には千葉県のアドバイザーにおいていただきまして、その内容についてご確認等、検証を行ったところでございます。

そこでのアドバイザーのご意見といたしましては、実施しております業務の内容については、おおむね良好であるということのお話をいただいております。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 子育て世代の包括支援センターは、庁舎内の協議室というか、あそこ

の隣の部屋で相談室として開催をされるということでしたが、私も見させていただいております。相談スペースとキッズスペースだけで狭いように感じますけれども、その辺、もう少し広く、ほかでは保健センター等で開催しているところが多いと思われませんが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） ご質問にお答えいたします。

ただいまご指摘ありました部屋のサイズでございますけれども、先ほど申し上げたアドバイザーのほうからも、個別の部屋を用意するようというようにご意見をいただいたところでございますが、現在、健康福祉課内に保健師、常駐してございますので、便宜上そのほかのお部屋ということになりますと、残念ながら今の相談室を活用せざるを得ないという状況でございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 私も、何か所かの包括支援センターということで、見学をさせていただいております。そこでは、計測コーナーとか、仕切られた空間でゆったりと授乳することができる授乳スペースだとかということもありました。

そういうことも必要と考えますけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

幸い仕切り・扉等もございまして、外部から部屋の中をのぞかれるような構造にはなってございません。そのような中で、最低限そういった資機材が置けるような状況でございますので、何とかお部屋を活用しながら運営してまいりたいというふうを考えておりますので、ご了解のほうをお願いいたします。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） あまりにも狭いところで、どうなのかなということ、一番懸念される場所なんですけれども、もしほかに部屋等がありましたら、また検討をぜひしていただきたいと思います。

それにまたいろいろと関連をさせていただきまして、病児病後児保育の利用料の助成事業ですが、こども園や保育所等に通園する就学前の児童ということでなっております。

アンケート調査では、登録者数は年々増加しておりまして、今後も増加することが見込まれるようになっております、と思います。今後の方策はどんなことを考えているのか、お伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

本町は、かかった費用の一部を負担する償還払い方式を採用し、対応しておりますけれども、今、議員のほうからご質問にありましたとおり、今後その活用につきましては増加するだろうというような見込みでございます。

しかしながら、本年度につきましては、少し見込みが変わっておりまして、現在のところまだ利用実績がございません。これはコロナの問題とかいろいろな問題が関連していることかと思っておりますけれども、今後の事業の推移を注視しながら、引き続き検討してまいりたいというふうに考えるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ病児病後児保育の利用助成事業についてですけれども、病気、また風邪から発熱など、または感染症等で、ご両親等が働いており、看病ができない場合というのは、こども園だとか保育所等に行けませんけれども、小学生も同じであると思っております。

そこで、小学校6年生までの拡充だとか、その辺をまた検討していただきながら、小学校6年生まででなくても小学校3年生までだとかは、今コロナの状態でも利用数もないということでありましたけれども、睦沢町では、小学校6年生までも対象となっております。ぜひこれは拡充ということを考えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

そのあたりにつきましても、利用料、さらにはそのニーズ、これらも総合的に見てまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ前向きに検討していただきたい、拡充をしていただきたいと思
います。

次に、相談体制の確保としてどんなことを考えているのか、お伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたしま
す。

相談体制につきましては、保健師が主となりまして、その相談内容によって関係機関と連
絡調整に当たることとしております。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） あと、出産後の育児や不安や、母親の心身のケアなど、サポートが必
要とする人を対象に、助産婦が訪問型の支援を行い、安心して子育てができるよう支援する
訪問型産後ケアの設置ということについてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思
います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたしま
す。

当管内には、産科医が2院、助産所が1か所しかないということで、訪問型ケアの助産師
が行うものにつきましては、見送らせていただいております。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ産後ケアということで、ケア、またしっかりと考えていただきた
いというふうに思います。

茂原市もしっかりと医療、産婦人科と連携をしながら、助産師だとかを派遣してやってい
るということでもありますので、長柄町も前向きに考えていただきたいと思います。

あと、子育て援助活動支援事業ということで、ファミリーサポートセンター事業設置とい
うことがあります。本町もニーズがないということで、今後、どのように考えているのかお
伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

所管いたします私どもといたしましても、特別強い要望ということについては把握しておりませんが、以前からご要望がありました学童クラブの一時利用であったり、こども園の一時保育など、その機能全てを賄えるものではございませんけれども、そういった事業もごございますので、ご活用いただければというふうに考えるところでございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ働く人々が仕事と子育ての両立をする支援の目的としてありますので、また体制をしっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

また周知方法はどのように、今回の、今、進めているということですが、子育て世代包括支援センターの設置ということで、どのように周知をされるのか、周知方法を教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

今後設置の認可を受けた際には、子育て支援ガイドブックやチラシを作成するなどして、様々な媒体を活用しながら周知してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ネーミングもよく考えていただきまして、何か考えているのがありましたら、教えていただけるとありがたいのですが。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

そういった特別なネーミングをつけるということにつきましては、伺っておるところでございますけれども、現時点では、子育て世代包括支援センターというような形でスタートさせようかというふうに考えておるところでございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 近隣市町村もしっかりと見ていただければと思います。睦沢町は、「子どもなんでも相談窓口」ということで、役場に入りますと、福祉課の場所に大きく分かりやすく窓口があります。茂原市では、「脱・孤立の子」というネーミングなんですけれども、「産前産後サポートセンター」というふうにネーミングがなっております。

長柄町でも、例えば「ながら子ども応援室」だとか、妊娠中の方や子供、また保護者のための不安や悩みを安心して相談できるようにしてほしいというふうに考えますけれども、このように皆さんが分かりやすい、また相談しやすい、そういう雰囲気をぜひつくっていただきたいというふうに思います。検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいま頂戴しましたご意見を持ち帰りまして、また内部のほうで相談したいと思いますので、ご了解願います。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 今、子育ての世代のギャップ解消ということで、祖父母手帳とか配布ということでされている地域が結構あります。今後、長柄町としても、町独自の何か施策ということをしっかりと考えていただければなというふうに思います。とにかく計画の基本理念に、「町民が未来に希望を持ち、また、安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりを目指して、「みんなで育てる 笑顔が輝く ながらの子どもたち」」にしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2項目めに移りたいと思います。

先ほど普及啓発活動ということでお伺いしました。こども園では、ポスター掲示だとか、またリーフレットを配布するというものであります。庁舎や公民館、また福祉センター、小中学校などの施設にポスターの掲示やまたチラシ配布を行い、町民の方々への周知も必要と考えますが、お伺いします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたしま

す。

ご指摘の点につきましても、先ほどの名称ではございませんけれども、持ち帰って、どの範囲でどのくらいできるのかということも含めて検討したいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 次に、相談への対応についてお伺いできればと思います。児童虐待に関する児童相談所の対応件数は、毎年、過去最多を更新しております。日々様々な相談があると思われ、相談内容によっては、専門的な知識が求められると思われれます。そこで、児童虐待等の本町の相談体制についてお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

本町では、健康福祉課の福祉係を中心に、保健師ですとか関係機関の職員と連携しながら対応しておるところでございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 本町の相談体制ということで、健康福祉課ということでお話があったと思います。子供の心理として、虐待を受けても、本能的に他人には言わずに、親が悪くないとかばう傾向にあると思います。本町では、相談や家庭訪問などは複数の職員で対応していると思いますけれども、子供、また親権者を支援する職員の分離はできているのか。また、社会福祉士の資格を持った職員は配置されているのか、お伺いいたします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

現在、福祉係で対応している者が2名、それから、健康管理係、保健師がいるところがございますけれども、こちらで2名で行っておるところでございます。

社会福祉士については、4月までおたわわけですけれども、現在、育休中でありまして、今後、復帰した際には、また人事管理等もありますけれども、協議してまいりたいというふうに考えておるところです。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 相談体制を強化するため、虐待相談の拠点として、子ども家庭総合支援拠点、2022年末までに全市町村に設置されるようですけれども、本町はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

これらにつきまして、まだ具体的なご案内ができる状況にはございません。課題を整理しつつ現在検討しておるところでございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 市町村に要保護児童対策地域協議会ということであるというふうに伺っておりますけれども、本町はどのようになっているのか、お伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

本町にも設置をしております。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） また、その要保護児童対策地域の協議会ではどのような体制というか、協議会をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

要対協につきましては、情報の共有が主となります。警察であったり、地域の民生委員さんであったり、学校関係、こども園、これらの代表に集まっていただいて情報共有する場とさせていただいております。その上で個別の案件があったときには、ケース会議というような形で個別に対応させていただいておりますので、そのケース会議の上にある組織というふうにお考えいただければ分かりやすいのかなと思うところがございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） それでは、学校での早期発見と適切な初期対応に当たるスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの重点配置が進められておりますけれども、本町の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

本町におきましてもスクールカウンセラーが2名配置されております。実際に子供たちの悩み相談を行ったり、必要に応じて家庭からの相談を、保護者と受けていると聞いております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、本町には今、在籍しておりません。ただ東上総教育事務所に担当の職員がおりますので、必要に応じて相談を持ちかけるようにしております。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 最優先すべきは子供の命を守ることであって、絶対に悲劇を繰り返してはならない、また児童虐待を起こさせない社会の実現に向けて、地域でもしっかりと見守っていききたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、3項目めに伺わせていただきます。

3項目めなんですけれども、町の健康課題をどう捉えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

本町は比較的生活習慣病の多い地域でもございますので、これらのことから医療費の削減をする上でも、これらの改善が重要であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） また、介護だとか衛生、また国保、後期でも同じ健康課題の情報を共有されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

若いうちから健康管理に努めていただきまして、年齢を重ねるごとに、介護予防にウエートを置くこととなるかと思います。その上で、健康寿命の延伸を図り、ひいては介護医療費の削減に努めるように連携してございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 縦割りに介護予防事業と、また保健事業、また国保、後期の人間ドックの結果を保健師、また栄養士の指導につながっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

人間ドックの結果につきましては、人間ドックを実施している方に会って、その結果の提出はいただいております。しかしながら、受診時に、診察医や保健師から保健指導を受けておりますので、改めて行うようなことはしてございません。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） これからということですがけれども、一体化というのは、また、保健師、また栄養士の関わりになりますけれども、マンパワーに問題はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

人事管理等もあり、これからの課題の一つというふうに考えております。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 先ほども課長がお話ししておりましたけれども、医療費の削減、また、住民の健康、一担当課だけの問題ではなくて、多くの課が横のつながりを持って解決していかなければいけないと思います。課を越えた連携をどのようにしていくのか、これからということ考えていると思うので、そこまでは考えていないかもしれませんが、もし考

えがあるようでしたらお伺いします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

まずは、現状でも当然連携をしておりますので、引き続き密な連携を図りたいと思いますし、この一体化に向けてどのような課題があるのか、これらを整理しつつ、その連携に支障はないのか、そういったことも検討していきたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） これから先、どこの課が中心となって一体化事業をやるのかということも大きな課題だと思います。高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することによって、地域に元気な高齢者が増えるだけでなく、住民の健康意識の向上だとか、また健康寿命の延伸が期待されますので、早期の取組、来年度、手挙げをしている市町村が多いということで伺っております。本町も、早期に取組をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、少子化対策の強化についての再質問をさせていただきます。

現在、本町の毎年というか、この何年かでも構いませんけれども、結婚状況についてお伺いいたします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

昨年度の本町に届出があった新たに婚姻をされた方でございますけれども、これが8組、本年度につきましては、この11月までのケースでございますけれども、これが5組でございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 既に実施している市町村の効果ということを検討されたのか、お伺いいたします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

既に長生村と白子町さんにつきましては、当管内でもこの事業を行っておるところでございますけれども、両担当課に伺いますと、やはり非常に制約が多い、厳しいというようなことで、なかなか十分な活用につながらないというふうに伺ってございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 先ほどの答弁では、各種施策で対応していかれるということでお伺いしました。町の移住定住補助対象について、いろいろとあると思っておりますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

本町では、子供からお年寄りまで全ての人にご活躍いただくということで、そのような思いから「生涯活躍のまち構想」ということで掲げておりました、幅広く新生活の支援をしていきたいというふうに考えておりました、今、議員のおっしゃられました各種移住定住施策を組み上げておるところでございます。

手元にあるもので、ざっくりとで恐縮ですけれども、例えば新築の助成ですと上限で60万円、リフォームですと上限で20万円、空き家バンク住宅という形での活用ですと上限で130万円、このような施策が今ございます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 町の事業の補助対象の拡充ということは、考えがないのかお伺いしたいと思っております。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 現在の段階では日々、これも試行という言葉は全く使っておりませんが、変えつつ、変えつつ、現状に合わせた形で行ってございます。これで、先ほど交通のほうでも同じ言葉を使ってしまうかもしれませんが、これでベストだというふうには当然思っていないわけですが、決しておごらず、しかし自信を持って、この辺は、他

の市町村よりも幾らか手厚いのではないかなというふうに考えつつ行っております。改めるべきはきちんと改めながら、進化させながらやっていくという認識でおりますので、ご理解のほどいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 結婚新生活支援事業の中に、対象としては、住宅の賃貸費用だとかってありますけれども、長柄町としてはその拡充ということは考えていないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

家賃関係、賃貸の家賃関係につきましてですけれども、大変申し上げづらいところもありますが、本町で非常に賃貸住宅というのが、数が少のうございまして、数、限られているというところございまして、施策に直結するところの検討までいっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 今回の事業なんですけれども、効果や町の負担を生じることで踏み出せないようにと思いますが、新婚世帯へ独自の支援策に取り組んでいる自治体もあります。家賃助成制度をきっかけに移住を決めたとされる定住対策に効果を上げているようですので、本町もぜひ考えていただければというふうに思いますが、本町の見解をお伺いしたいと思えます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 多少かぶるところがあったら恐縮なんですけれども、現在、長柄町、数年前というか、結構前から、不妊助成の関係ですとか非常に手厚く行っているというふうに、私は認識しているところでございますが、先駆けとしても、こども園の整備、支援センターのいち早く設置、また子ども医療費の助成の関係など、非常に重点的にその辺を行ってまいりました。

加えて先ほど答弁させていただきました移住、そして定住していただく施策、こちらにつ

いても、近隣の市町村、ほかの県内の市町村よりも、比較的手厚めに実施しているというふうに感じているところをございまして、いわゆる短期的な、結婚という機会を捉えても短期的な支援ということについて、いい答弁ができていないのは現状でございましてけれども、本町といたしましては、長期的な家族の支援、こちらを今どうにか講じて継続していきたいという考え方でっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

施策につきましては、現在行っている第5次総合計画のアンケートにつきましても、今ちょっと手元に持ってきたんですけれども、また後でご説明の機会をいただければと思っておりますが、順位で恐縮なんですけれども、今、長柄町が推し進めるべきことということのアンケートの中でも、定住推進の人口減少対策が、結婚・出産・子育てなどの少子化対策よりも上位にあることなどとか、地方創生で町の活性化のために必要なこととなる質問事項についても同様に、移住定住のほうがそのような順位事で恐縮なんですけれどもあると。どうしても、あれもこれもという時代から、あれとこれしかという中で、施策の順位づけをしなくてはならない中で、苦渋の選択の中でやっておりますと私は思っておりますので、こういうようなアンケートだとかニーズ調査に基づいて申し上げさせていただくとしたら、その辺を施策に映し出しているというところの、苦しいながらも、現状についてご理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 苦しいのはよく分かりますけれども、ほかの市町村では、新婚世帯を対象に、結婚のお祝い金として1万円の商品券を交付している自治体もあります。また、近隣市町村では、補助金代理受領制度、これは補助金代理受領制度を導入しまして、補助金代理、申請者が住宅リフォーム等の工事費を施工業者に支払う際に、工事費から補助金額を差し引いた残額を施工業者に支払って、補助金額を町から施工業者に直接支払うという、そういう申請者の初期費用負担を軽減するような取組をされているところもあります。

また、若者定住促進事業ということで、若者夫婦世帯が本町に住むためのマイホームを取得する助成金、また若者夫婦世帯ということで、年齢も、夫婦どちらかが40歳以下の世帯であればということで、事業を進めているところもありますが、そういうことも参考にしながら拡充、今回のこの事業、提案した事業はされないということではございましたけれども、あとは土地を取得するときに補助金を出しているというところもありました。なので、長柄町独自の本当に足並みをそろえるということではなくても、長柄町独自の施策をしっかりと考えていただきたいというふうに思っております。その辺はいかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

議員の今おっしゃっていることも本当に全くそのとおりでございまして、参考とはさせていただきますし、今後、総合計画等の委員会の中でも同様なご意見もあると思いますし、その辺も含めまして、施策に反映をするように心がけていきたいと思っております。

しかしながらということで、大変恐縮なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、町といたしましては、結婚ということに特化をいたした短期的なものではなくて、長期的な家族の支援をしていく、子供たちの住み続ける、学び続ける、そういう環境の整備をまず第一としてやる、これが今の町の中、非常に、あれもこれもということで、先ほど繰り返しになって恐縮なんですけれども、できない中で、選択をしてやっているというところについて、逆にご理解をいただきたいというところが、私のほうの考え、思いでございます。

決して結婚の支援は必要ないとか、重要でないとか、全くそんなふうに思っておりません。それは本当に大事なことだと思っておりますが、何とぞ現状についてのご理解はいただければというふうに思います。

今後の総合計画には、今、議員がおっしゃったこと、また意見を委員さん方にも説明の機会をいただきまして、反映させられるか否か、その辺も含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 何度も申し訳ありません。このように独自の新婚生活に対する支援を行い、様々な波及効果を上げている自治体もありますので、また長柄町は、定住にということでありましたけれども、本町におきましても、このような波及効果が期待される結婚新生活支援事業、取り組むべきではないかなと思います。

これから若者世代の転入促進及び少子化対策としても、町の事業の拡充等、前向きな検討をこれからもぜひまたお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（星野一成君） 以上で本吉敏子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時20分といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 智 恵 子 君

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） 1番、高橋智恵子でございます。

傍聴の皆様におかれましては、お忙しい中ご苦労さまでございます。

日頃より清田町長はじめ町職員の皆様には、町民のために日々ご尽力いただきまして、ありがとうございます。昨年の大雨被害の復旧がまだ終わらない中、こども園の再開ができたことは大変うれしく思いました。さらに新型コロナウイルス感染症の対応に不安な毎日ですが、引き続きご尽力のほどよろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1項目め、新型コロナウイルス感染症対策の取組について。

1、長柄町独自の支援策として、20万円の企業等応援給付金を令和3年1月15日を、締切りに行っておりますが、現段階での申請者数は何件ありましたでしょうか。

また、その中に店舗を持たない在宅ワーク等の事業者もいると思いますが、事前にそのような事業者を町は把握していたのでしょうか。

②第3波が懸念される中、新型コロナウイルス感染症の影響で職を失ったり生活に大きな影響を受けている町民からの相談はあったのでしょうか。

2項目め、新公民館の役割についてでございます。

先日、全国市町村魅力度ランキングというランキングが発表されました。近隣の市ですと、山武市が残念なことに最下位タイという番号だったというのを見ました。我が長柄町は、何番目ぐらいに相当するのかなあと思ったのですが、町と村はエントリー制だったということで、私は勝手に、長柄町はエントリーしていなかったらと思うのですが、もしエントリーしていたら教えていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、そういったランキングも一つの目安にはなりますが、長柄町の

町民が長柄町に住んでいてよかった。長柄町のサービスには満足していると言っただけ
ることが何よりです。

その満足度は何に満足するかといいますと、もちろん、男性と女性によっても違います。
年齢によっても、子育て世代、中間の働き世代、前期高齢者、後期高齢者といったような高
齢者の方々、そういった年齢によっても違ってまいります。その一つ一つについて、政策を
掘り下げて、いま一度考えていくことも必要があるかと考えています。

それに先駆けまして、来年よりいよいよ新公民館の建設が始まります。この新公民館の建
設が町民の暮らし、社会教育のレベルアップにも大きく貢献してくれると思っています。公
民館で人々の交流の輪が、例えば災害が起きたとき、自助、互助、共助というような気持ち
を高めることにもつながってくると思います。

そこで、新公民館の役割について質問いたします。

①今ある教室以外に、開設してほしい講座や教室に関するアンケート調査を行ったことが
あるか。新公民館建設に伴い行う予定はありますでしょうか。

②将来的に、生涯学習コーディネーターの育成及び設置は考えているでしょうか。

③少子高齢化に伴い、特に高齢者の社会的な関わりが薄くなる中、高齢者の健康維持のた
めにも積極的に社会に関わるきっかけを公民館に期待いたしますが、町の考えをお聞きしま
す。

④ICT環境整備、AIの進化などに時代の変化に対する取組について、どのように考え
ているかお聞きします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 高橋議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの新型コロナウイルス感染症対策の取組についてお答えします。

初めに、企業等応援給付金の申請件数であります。本年12月3日現在の申請件数は103
件でございます。

また、在宅ワーク等の事業者数については、残念ながら事前に把握はできておりませんで
した。しかしながら、予算を組む際には、できるだけ正確を期すため、商工会等多方面から
情報を収集し、予算計上したものであります。

このような状況の中で、本給付金の制度を関係者に周知するため、商工会からも、会員に

ご案内していただきましたが、商工会員でない方も相当数おりましたので、町ホームページに掲載するとともに、「広報ながら」を通じまして、2回ほどご案内させていただきました。

事業を営んでいる方々が給付対象でございますので、情報には敏感であろうかと思いますが、申請の締切りも来年1月15日に迫っておりますので、制度の周知に努めてまいります。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症の影響で職を失い、生活に大きな影響を受けている町民からの相談の有無についてであります。町及び町社会福祉協議会に、金銭の借入れなど様々相談があったと報告を受け、その状況に応じて対応したところであります。

次の新公民館の役割につきましては、教育長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上で、高橋議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） ご質問にお答えします。

2項目目の新公民館の役割についてですが、まず1点目のアンケート調査についてですが、令和元年度に実施いたしました「まちづくりアンケート」の中で、どのようなサークルがあれば参加したいと思うか調査いたしました。

また、公民館では日頃より、主催教室などについて、どのような内容ならば参加したいと思うかなど、利用者の方々に聞き取りを行っています。

2点目の生涯学習コーディネーターについてですが、生涯学習教室や自主サークルへのサポート、アドバイスといったコーディネートするボランティアであります。

本町のタウンアドバイザーである田島先生がこの資格を取得されておりますので、ご協力をいただきながら、人材の育成に、努めていきたいと思っております。

3点目のご質問ですが、現在も公民館の利用者は、高齢者が多い状況であります。今後も、高齢者が興味を持って積極的に参加できるような事業を検討してまいります。

また、健康福祉課が実施している健康ポイント事業では、公民館サークルに参加すると、ポイントが入るようになっておりますので、健康福祉課とも連携をして事業を進めてまいります。

4点目のICT環境整備につきましては、本年度より電子図書館を開設する予定であります。この電子図書館は、スマホ・タブレット等で電子図書を借りることができ、現在、コロナ禍で外出を控えている町民の方々が、自宅で読書ができるようになります。

また、新公民館においても、Wi-Fi環境を整備し、利用者が利用できるようにいたします。

以上、高橋議員の答弁といたします。

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） 1項目めについて、再度質問させていただきます。

町の応援給付金を申請した方が12月3日時点で103件ということでしたが、予定していた金額の約何%を使用したことになるのでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

予算額が2,750万円でございます。その中で執行額が2,020万円ということでございますので、その執行率は73.5%ということになっております。

以上です。

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

先ほど町長のおっしゃったように、やはり事業者は大変困っておりますので、こういった申請にはかなり敏感に対応してくれたと思いますので、ほぼ皆さんが申請したのではないかと思います。

最近のテレビでコロナのニュースの話題になっておりますのは、コロナウイルスに関するワクチンとか、治療薬の話が大変最近ニュースで取り上げられております。外国では既に使用されているようですけれども、日本では、感染者や高齢者、医療従事者を中心に、なるべく早く厚生労働省も努力をしているようですが、一般人に安全にワクチンが投与できるようになるには、来年の6月頃だろうというふうにも聞いております。しばらくは今のような生活が続くことを覚悟しなければなりません。全国でも、千葉県でも、大分感染者が増えているような傾向にありますので、長柄町の事業者や町民の生活にも、さらに影響が出てくることも考えられます。

保護者の収入減によって学校を辞めなくてはいけない子供たちもいたり、これから入学の時期にもなっておりまいますので、そういうことがあると大変悲しいニュースになりますので、そういうことの支援はなるべくあったほうがいいと思います。

私もこれに関しまして、厚生労働省のホームページを調べましたところ、本当に事細かに、

あらゆるケースに応じた支援策とか情報が載っておりました。そのような情報を町民に周知はしているのでしょうか、お聞きします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

基本的に厚労省が発表しております情報について、例えば広報を使ったり、防災無線を使ったりといったような周知はしてございません。さきに行いました町独自の給付金事業等については、それこそ広報等を通じてご案内させていただいたところでございますけれども、現在、国がそういった形で施策として設けているものについては、大変恐縮でございますけれども、そういった媒体を利用した周知は行っていないところでございます。

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

お金に関する相談というのは、なかなか相談がしづらいものだと思いますが、社協のほうにも何件か相談があったということで、対応はありがとうございます。

また、先ほども言いましたように、事業者もこれからまだまだ影響が出るかもしれません。例えば総合支援資金とか、生活福祉資金貸付制度とか、様々な特例貸付制度があるようですが、例えばこれから確定申告が始まったときに、役場でも確定申告の窓口になっておりますが、そのような相談窓口等も開く予定はありますでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

改めてそういった場を設ける予定はございませんけれども、そういったお問合せについては今までも対応してきたところでございます。

先ほど議員のご質問にもありましたように、貸付け関係については、社会福祉協議会のほうで行っておりますので、幸いすぐ隣にある施設ということもありますので、そういった案内がすぐできるようにしたいと考えているところでございます。

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

それでは、2項目めの新公民館の役割について、再度質問させていただきます。

①のアンケートを取ったということですが、何か新しい教室等の希望はありましたでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁をお願いします。

松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） お答えします。

アンケートの結果ですが、「仕事をしながら参加できる時間帯があれば」というような回答がございました。

内容的には、料理教室とかヨガとか卓球とか、今もあるような教室が多かったんですが、中には語学ということで、英会話とか韓国語などを習いたいみたいな回答がございました。以上です。

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） 今あった新しい要望等について、例えばそれが実施できないような理由といたしまして、例えば人数が集まらないとか、講師が集まらないとか、そういうことがあるのでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁をお願いします。

松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 語学のほうは、英会話などは、自主サークルのほうでやっていらっしゃる方がいらっしゃいます。その中の韓国語については、まだ講師等の検討はしておりません。また、要望が多いようでしたら、そのあたりも検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） できれば要望に沿うよう、よろしく願いをいたします。

②の将来的に生涯学習コーディネーターの育成についてでございますが、コーディネーターが公民館事業に参画することで、人と人、人と情報の結びつけることが社会教育に大きく役立ってくると思えます。田島先生がいらっしゃるということで、そのお力をお借りできれば大変心強いかと思いました。

また町民によるボランティアのコーディネーターも育成できれば、さらに、町民に寄り添ったコーディネートができるかと思えますが、そのような方の育成は今後考えていらっしゃるかと

るでしょうか。そして資格を取るのに数万円かかるようですが、そういった補助もできることも、将来的にはお考えでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 今も生涯学習課の事業には、多くのボランティアの方のご協力が必要で、実際、中学生ボランティアとか、青少年相談員の方とか、ボランティアのご協力で事業を進めているところでございます。

したがいまして、資格を取るには費用がちょっとかかる点もございしますが、町民の方、また職員を含めて、こういった人材の育成には努めていきたいなどは考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

3番目になります。

今回の本会議における一般質問において、私も含めて、5の方が高齢者の健康維持や生活向上の話題が出されております。それだけこの問題は、本町にとって最も取り組むべき問題ではないかと思いました。

現公民館の利用者が、60歳以降が約半分ぐらいを占めていると認識しております。健康福祉課や介護、生涯学習との連携をさらに強めて取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

4番目のICT環境整備、AIの進化についてでございますが、今の教育長の答弁で、電子図書の貸出しということをお聞きして、大変すばらしい取組だと思いました。

県内でも数件しかやっていないということですが、改めまして、石川教育長はじめ松本課長、生涯学習課の皆様には感謝を申し上げます。できればその貸出しについて、もう少しシステムについて詳しくお聞きできればと思います。お願いいたします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 対象は、在住・在勤の方に限らせていただきます。貸出しの冊数ですが、3冊を上限に考えております。貸出し日数は、現在の図書室と同じ2週間、14日間です。予約の条件を3冊。最大の延長を1回というふうに、今のところ考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

以前、私の一般質問のときにも、図書の大切さを申し上げてまいりました。そのときの回答で、18歳以下の図書の利用が極端に少ないという答弁をもらったような記憶がございます。ですが、今お聞きしたシステムですと、若者にも、そういうものを多く利用していただけるのではないかと、若者が興味をそそるような施策ではないかと期待をいたします。

また、先日、GIGAスクールの話で、パソコンの購入をしていただいたということですが、パソコンは、もちろん町の財産ではありますが、児童・生徒にとって、平等に1人1台ずつパソコンを与えられるということは、今、教育格差が心配されている中、とてもいい環境にあるのではないかと思います。

それから、これからそのパソコンの使い方をいろいろ考えていく中ではと思いますけれども、この電子図書の貸出しを、このGIGAスクールにおけるパソコンを利用してできるかどうかをお聞きします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 私が聞いている中では、Wi-Fiの環境にあれば、この図書の貸出しも可能ということをお聞きしております。

以上です。

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

とにかくこれからAIとかが進化したり、そのように教科書等も電子化されていく中で、やはり図書離れということが心配になりますが、子供以外にも、社会人にとっても、図書の大切さ、読書の大切さは感じておりますので、大いに町民に周知をして広めていければ大変うれしく思います。

今後、冒頭申し上げましたように、町民がいかに長柄町のサービスに満足していただけるか、一つ一つ考えて、私も質問させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

私の質問は以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（星野一成君） 以上で高橋智恵子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 2 時 55 分といたします。

休憩 午後 2 時 4 5 分

再開 午後 2 時 5 5 分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（星野一成君） 4 番、川嶋朗敬議員。

○4 番（川嶋朗敬君） 質問に先立ちましてご挨拶をいたします。傍聴の皆さん、ご苦労さまでございます。4 番、川嶋朗敬です。

今年もそれこそ大変な 1 年とスタートした中で、もう 3 週間足らずで終わろうとしております。来年は丑年ということで、コロナももう勘弁してほしいと願っているわけなんですけれども、いい年になりますように。

今回につきましては、政策 2 問、提出させていただきました。

今回の質問に先立ちまして、新たな日常の実現に向けて、新型コロナウイルス感染症の下、危機の克服と、新しい未来に向けたコロナ禍で、現在の貧困のテーマを子供たちに当てまして、安心と希望の実現に向けた施策を質問させていただきます。

そして、デジタル化社会に向けた次世代型サービスの推進、働き方改革、さらには、変化を加速するための制度、慣行の見直し、そして、デジタル庁ですか。もう来年にはスタートされるということですが、書面、押印、単面主義からの脱却、デジタル時代に向けた、いわゆる DX、デジタルトランスフォーメーションなどの今後の課題について、議長のお許しをいただきましたので、自席にて、一問一答でお聞きしてまいりたいと思います。

まず最初のテーマ、全ての子供の安心と希望の実現に向けて、政策の要旨を説明させていただきます。

かつて、子供たちは地域社会の人と人とのつながりの中で成長し、やがて一人の自立した

人間として、地域社会を支えていくことが当然のこととされておりました。しかし、今は、人が人に関心を持つ社会とは言えません。もっと地域社会がそこに暮らす人や子供たちに関心を持たなければ、地域社会の希薄化はさらに進んでいくことになると思われま

す。明日の日本の支えを行くのは、今を生きる子供たちであり、この国の将来を担う子供たちは、私たちにとっての一番の宝であります。子供たちが自分の可能性を信じて、前向きに挑戦することで日本の未来を開く、切り開いていくことを切に願っております。

そんな中で、昨年11月、厚労省の調査による中間的な所得の半分未満の家庭で暮らす18歳未満の割合を示す子供の貧困率は、2018年時点で13.5%でありました。先進国としては、高い値で、前回の2015年調査の13.9%からほとんど改善をされておられません。依然として、子供の7人に1人が貧困の状態にございます。

特に深刻なのは、母子家庭などのひとり親世帯の貧困であります。母子家庭の母親の就業率は極めて高いが、厚労省調査では、86.7%の世帯が「生活は苦しい」と回答しております。新型コロナウイルスによる景気対策では、貧困層までに支援が行き届かなく、子育てに追われ、生活費や教育費にお金がかかり、苦しく厳しい状態は続いています。これらは新型コロナウイルスの感染が始まる前からのものであり、感染後経済は冷え込み、解雇や雇い止めが増加し、困窮する世帯は現在急激に増え続けている中、本年4月にシングルマザーフォーラムが実施され、皆さん方のアンケートによる半数強がコロナの影響で収入がなくなり、減り、回答しております。事態は極めて深刻であると述べております。

政府は、この児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に、第1子に5万円、第2子以降に3万円、さらに収入が大きく減った世帯に追加で5万円、追加支給をしております。

事態収束が見えないコロナ禍で苦しむ世帯は、十分とは言い難い状況に追い込まれており、そこで、本町においても、困窮の事態を把握し、長期的な施策を打ち出し、子供にも親にも、手厚く、きめ細かい支援の実現が早急に必要と考え、今回、3点についてお聞きします。

まず、平成25年に、「子ども貧困対策の推進に関する法律」が施行されまして、併せて、子供の貧困対策に関する大綱が定められました。この中で自治体も子供たちの貧困対策に関し、国と協力し、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有されております。

しかし、現状は、いまだ効果を上げていない部分が多く、さらに踏み込んだ施策があると、私どもは考えております。

そこで、①子供が貧困で苦しんで、このまま貧困状態が続くと、「自立して生活ができる大人に育たない」、また「経済格差がさらに拡大する」「貧困の連鎖が起きる」などなど

いったことが考えられます。

そこで、5項目、子供、親、学校、地域社会、そして、自治体のこの順に、どのような問題が生じるかお聞きしたいと思います。

②といたしましては、5項目のうちの子供の問題を解決するには、どのような方法があるのか、お聞きしてまいりたいと思います。

そして、最後の③につきましては、文科省では、保護者への支援を目的に、訪問型家庭教育支援事業を実施し、貧困対策を行っております。貧困の連鎖を打ち切るための本町の取るべき施策をお聞きしたいと思います。

次の政策の2項目め、電子決裁システムなどの導入による業務の効率化及び働き方改革の在り方についてお聞きします。

この要旨につきましては、ご存じのとおり、通信自由化以降の我が国のICTの産業は、大きく分けて電話の時代からインターネット、携帯電話の時代へ、そしてブロードバンド、スマホ時代へと突入してきております。しかし、残念なことに、現在コロナ禍の中で、今後、ビフォーコロナからウィズコロナ、そして、アフターコロナへという時代の変化と進化しつつあります。

そうした中で、庁舎内のLANをはじめ、電子メール、ウェブ、ブラウザといったシステムインフラが進出いたしまして、1人1台パソコンの導入は、都道府県では100%、市町村でも97.1%、環境整備が整って進んでおります。

また、幾つかの地方公共団体を見ますと、議会の議会書をタブレット端末で配布する取組など、新たな活用事例も増加してきております。

現在、政令都市を除く332自治体が電子決裁を導入している現状であります。今後、本年も昨年も含めまして、ますますこの電子決裁が増え続ける中で、増加が見られる中で、電子決裁の導入に対する意義などについて、お聞きしてまいります。

①電子決裁は、起案から決裁までの行為を、紙を使用せず端末で行う。電子決裁を導入する意義について、それぞれ3項目、それぞれの有効な手段をお聞きしたいと思います。

1、業務効率性の向上。2、文書保存への対応。3、文章検索の向上。3点の有効な手段をお聞きしてまいります。

②といたしましては、電子決裁を効率化に使用するためには、運用方法を定めて厳格に遵守する仕組みが必要と考えられます。それぞれの3項目を克服するための解決策をお伺いしたいと思います。

その一つ、電子決裁の制度に対する職員の理解不足を解決するにはどうしたらいいか。

2番目の運用ルールの適用の不徹底を解決するにはどうしたらいいか。

そして、3番目がシステムを最大限に活用するためのアイテム不足はどうしたらいいのか、②でお聞きしたい、それぞれお聞きしたいと思います。

③につきましては、近い将来、業務システムサーバーをクラウド化し、いつでも書類が確認でき、どこにいても意思決定をすることが技術的に可能になった状況で、サテライトオフィスやテレワークなど新しい働きが自然となる。働き方を変えることで、今まで為すすべなく失っていた女性労働の離散を防止し、業務の継続性が続けられる、本町の取るべき施策をお聞きしてまいりたいと思います。

私の自席からの質問、1回目は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員のご質問にお答えします。

まず1項目めの「すべての子どもの安心と希望の実現」についてお答えします。

議員のご指摘のとおり、子供の貧困状態が続くと、様々な問題が生じるおそれがあります。子供たちは町の宝であり、健やかな成長ができるよう、私たち大人が支えていかなければなりません。当然のことです。

町といたしましても、関係機関との連携や、支援体制の整備を進め、子供やご家庭の支援をしていかなければならないと考えております。

詳細につきましては、教育長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

2項目めの「電子決裁システム等の導入による業務の効率化及び働き方改革の在り方について」、お答えいたします。

まず1点目の電子決裁を導入する意義についてであります。ご指摘のとおり、1つ目に業務効率性の向上、2つ目に文書保存への対応、3つ目に文書検索の向上であります。

起案者、決裁者ともに、時間や場所を拘束されずに、効率的に決裁が可能となり、同時に決裁文書も、決裁履歴と併せ、保存、管理及び検索など利活用が容易になるものと考えます。

次に、2点目の電子決裁を効率的に使用するための課題であります。これもご指摘のとおり、1つ目には職員の理解不足、2つ目には運用ルールの不徹底、3つ目にシステムを活用するためのアイテム不足などが考えられます。

電子決裁導入の効果をj得るためには、これを運用するためのルールを厳格に定め、その上

で職員の理解がなければ機能いたしません。また、そのために必要な機器や設備を用意する必要があるものと存じます。

3点目に、本町の取るべき施策についてであります。1点目、2点目でお答えしたように、大きな効果があることは理解できます。

しかし、これを導入するためには、まずコストが大きな壁となります。いずれ必要となることは存じますが、本町の規模では、現状では厳しいものと考えます。

現在、国では、市町村の基幹業務について、標準化を目指していますが、本町といたしましては、当面、これを含め、デジタル化の進捗を見守り、業務の効率化及び働き方改革の在り方を考えてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上、川嶋議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） ご質問にお答えします。

日本国憲法第26条に、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と、教育を受ける権利が保障されています。また、教育基本法第4条にも、教育の機会均等が掲げられています。日本の未来を担う子供たちが経済的理由により、その機会と可能性を閉ざされることがあってはなりません。

町といたしましても福祉的立場から、また、学校教育の立場から、子供たちへの支援をしております。

これからも引き続き、子供たちが自分の可能性を最大限に追求できるよう制度等を整え、子供たちを育ててまいります。

さて、議員お尋ねのそれぞれの問題・課題についてお答えします。

まず、子供の問題につきましては、豊かな心の育成の阻害とならぬような取組が必要と考えます。

親の問題につきましては、家庭の教育力の低下を防ぐ取組が必要です。子供と向き合う時間を確保してもらい啓蒙的な取組が肝要であると考えます。

学校の問題につきましては、保護者に対する負担軽減及び児童・生徒に対するケアの取組が肝要と考えます。

地域社会の問題につきましては、地域コミュニティーの一層の充実への支援が必要となります。「地域の子供は地域で育てる」という、ある意味、原点に戻るような発想が肝要と考

えます。

自治体の問題につきましては、保護者に対する実効的な生活支援、経済的支援、就労支援等が肝要と考えます。

次に、子供の問題を解決するための取組についてですが、全ての子供たちが、夢と希望を持って成長していける環境整備が必要です。現在、町で実施している各種支援を確実に履行していきます。

また、全ての教育活動を通して、豊かな心の育成を目指し、きめ細かな個に応じた教育を一層推進します。

学校、保護者、地域社会、関係機関等との連携を図り、子供たちの健やかな成長を目指してまいります。

次に、訪問型家庭教育支援事業について質問にお答えします。

町では、東上総教育事務所の訪問相談担当教員と連絡を取り合い、課題のある家庭を訪問し、悩みや不安を解消するための支援を行っております。また、スクールカウンセラーを活用し、児童・生徒、保護者の相談に対応しております。

そのほか、子供の学習支援として「ながら学習教室」を第2、第4土曜日に開催しております。

今後は、地域の人材の活用も考え、様々な面での保護者への支援を行い、子供たちの成長を支えていきたいと考えております。

以上、川嶋議員の答弁といたします。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

それでは、まず、1項目めからお聞きしてまいりたいと思います。

まず貧困、そもそも貧困とは何かということで、貧困の状況につきましては、先ほどもお話ししたように、7人に1人、統計上、貧困でありますよということで、この貧困につきまして、令和元年11月に、この貧困における調査が行われ、公表がされてきたわけです。

この中で、調査対象が平成30年なんですけれども、現在の貧困率13.5%に対して、中央線、いわゆる貧困家庭のいわゆる所得ですね。これは等価可処分所得ということが言われていますけれども、この価格がお幾らかご存じでしたら説明してください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石川教育長。

○教育長（石川和之君） お答えします。

今の質問についてですが、私のほうでは材料を持ち合わせておりません。ですから、この場ではお答えできませんが、また調査してお答えできるようにしたいと思います。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 先ほども訪問型教育関係の東上総教育センターのお話をされまして、一通り全部読ませていただきました。先ほどの子供学習につきましても、このまち・ひと・しごと、こちらのほうの5段階の順調という評価も見させていただきました。それだけじゃなくて全部見させていただきましたが、先ほど言いました昨年度の11月、これが発表されたのが、直近でいくと今年度に入ってからなんですけれども、新聞があれだけ大々的に報道されて、この継続している、残念ながら、2015年から比較すると、一向に改善されていないということが入りまして、この所得につきましても、先ほど言いましたように、等価可処分所得。等価可処分所得ってご存じですよ。私たちも皆そうなんですけれども、一般世帯でもそうなんですけれども、税務課は分かりますよね。1年間で一生懸命働いて、総所得があった中で、当然に、税という部分のほうも支払わなきゃいけない。それから、社会保障、いわゆる直接税も、所得から控除しなくてはならない。とにかく収入から引かれるものは全て引かれてしまうということで、いわゆる手取りですね。簡単にいくと手取り収入、手取り収入が幾らかと、この貧困世帯がまとまっている数字がここに出ているわけです。

後で調査するというよりも、これに基づいて一般質問をしておりますから、この中身を見ないことには、全く回答ができないと思います。これ、直近で、皆さん方がアンケート調査をしているわけです。その統計を準じているわけですので、この大綱について、現在、調査ということですが、今、この質問について、大変残念なことに、1世帯253万円なんです。1世帯253万円の中で、実はOECD、ご存じのとおり経済協力開発機構の、これは作成の基準に基づきまして、この部分の半分が中央線というわけです。これが実際に生活するのにかかっていく費用です。これが約半分ですから127万円。貧困状況の中で、1人当たり、この122万7,000円でどう生活をしていくというか、というのが今回の質問なんです。

ですから、そういう状況が本町におきましても、ほかの行政自治体においても、そういう状況が見られておりますので、この対策をどういち早く打つかというのが、私の要旨の説明だったと思います。これは後で調べてみてください。

先ほどのまず子供の問題、親の問題、学校の問題、地域社会の問題、そして、自治体の問題、今回5項目を挙げましたけれども、これは、おっしゃったとおり、ここに載っています。

ですから、これをお読みになれば当然に分かるわけなんですけれども、そういう状況の中で、子供の問題をテーマにしました。子供が、この問題が起きたときに、どう、一番ですから、この問題が生じて、この課題が生じるかということをお聞きしましたけれども、残念な、それだけの答えしか聞かれなかったんですけれども、一般的には、やっぱり学力不足の問題が起きるんじゃないかなと思っています。どうでしょう、課長、学力不足の問題。学力不足の問題が起きると思いますが、課長、どう思いますか、お聞きします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） 質問にお答えさせていただきます。

今、議員さんから質問のありましたとおり、貧困世帯の児童等に関するアンケートによりますと、やはり学力に対する意欲も乏しい、ほかの子たちに比べると乏しいという結果。それから、進学への意欲も低いという結果が出ております。その中で、やはり将来、自分の将来に向かって希望、夢を持って、しっかりと行けるように、基礎学力を身につけることが大切だと、自分は考えます。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。そうなんです。ちゃんとお読みになっているらっしゃったと思います。

おっしゃるとおりに、子供の貧困の学力不足というのは、ここの文科省が出ている、つい最近出ています、これ。学力、貧困家庭が起きると、学習費が落ち込んでいきますよということで、平成30年度の子供の学費調査ということが打ち出されているわけです。

この学費調査の中に、後でご覧になっていただきたいと思いますが、園長、幼稚園もあるんですね、保育園も。どのくらい1年間で、公立、あると思いますか。学習費、どのくらいかかると思いますか。分かりませんか。じゃ、私が言います。

実は、平均すると22万3,200円。私立でいくと53万円かかるんですね。ですから私立というのは大変だなというように感じています。

すみません。これ、私が言っているんじゃないくて、文科省が言っていますので。

小学校の公立で32万1,000円、私立ですと160万円。正確には159万8,691円って出ているんですけれども、後でご覧になってみてください。

中学になると、48万8,000円、そして、中学になっても140万円。とにかく学習にかかる費

用が、かかること、かかること。私もこれを見てびっくりしました。

でも、先ほど言いましたように、127万円の所得や、本来だったら、手取り所得の250万円であっても、これだけの1人、2人、3人、親を育てるには、大変なエネルギーがあります。

そうした中で、やはり先ほど教育基本法の第4条の話をされました。そして日本国憲法、26条と言いましたけれども、25条かと思うんですけれども、やはりそこで何が大切かという、やはり「ひとしく」という言葉がうたわれているんですね。「ひとしく」というのは、どんな子供であっても、どんな人であっても、同じ状態で学ばなくてはならないと。これ、教育基本法の基本ですよ。これはお話ししてありますから、そのとおりだと思います。

ですから、先ほどもここで言いましたように、この生まれ育った中で左右されてしまうというのが、非常に苦しい状態の家庭が続いているとも言えます。

そんな中で、もっと大変な中で、生活保護者、生活保護世帯でも、先ほど川田課長言いましたから、多分見ていると思いますね。中学、昔は私の時代ですと、中学で就職するということがありました。今はなかなかそのパーセンテージは少なく、高校に行っても、途中で中退してしまったり、最後まで卒業できなくなってしまうというのが非常にあると思います。

実際に、高等学校の進学率、貧困家庭と一般家庭の率がどのくらい分かかりますか。調べていなければ、私のほうから説明します。高等学校の進学率は、生活保護者で93.6%、一般家庭で99%というのが高校進学状況なんですけれども、実はそこじゃないんですね。その後の大学の進学率が一般の家庭ですと73%、貧困家庭ですと、行きたくても行けない、半分以上が35%です。

ですから、格差というのが先ほど幼稚園、こども園の話しましたがけれども、幼稚園・保育園から積み重なって、高校までは比較的そういう率で上がってくるんですが、その上になりますと、生活保護者の統計を見ても、非常に行きたいけれども行けないというのが今の現状であるということで、この学力不足というのが、義務教育課程以降も直結しているんじゃないかというように思います。

では、次の子供の問題で、貧困で考えなければいけないのが、まず健康状態の問題だと思います。健康となれば食事ですけれども、これについて、川田課長、どのように思いますか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えします。

食育問題については、学校でもいろんな場面で指導しておりますけれども、やはり家庭と

の連携も必要だと考えております。学校だけでは解決できるような問題ではないと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） よく分からないんですけども、何ていうんですかね。育児放棄、いろいろなケースがあるんですが、この最低限の生活費の中で何を優先するか。今、学校の話をしているわけではありませんので、子供の話をしておりますので、何を優先するかを考えるとやっぱり食費ですよ。どこの家庭でも子供、まず子供第一で、食事ということを考えていくと思うんですが、この食事の部分についてのアンケートも出ています。生活困窮している方々は、40.3%が食事のために生活費を切り詰めていると。非常に子供のために、育ち盛りの子供に満足な食事を与えられなくて、大変その後の成長に悪影響を与えているんじゃないかと、親のほうもそのように心配をしています。そういった点、学力問題と健康問題というのが現状であるので、子供食堂とか、そのようにNPO法人の方々が四苦八苦考えて、文科省、厚労省のルート、ガイドラインに沿って行われてきております。

現在、長柄ではどういう状況かそこは分かりませんが、そんな健康状態、学力問題がこの問題に生じているんじゃないかなと。

あとは、その他としては、学校の子供たちの交友関係じゃないかなと。人間関係ですね。こういうものが悪影響を及ぼすんじゃないかなと。

学校、地域社会、もろもろ、それぞれ、先ほど挙げてもらいましたけれども、学校の問題でも、先ほど言いましたように、学力の問題と健康の問題というのは、余儀なくされるということとは認識をしております。

ですので、子供のために何をやらなきゃいけないかというのを、今説明をさせていただきましたけれども、後で、申し訳ないんですが、先ほどの調査事項をもう一度目を通してほしいなというふうに思っています。

自治体の問題、これ、森田さん、分かりますよね。税ですから。私も税の経験ですからよく分かります。税金なんですね、これ。

ですから、貧困家庭を襲うのはやはり直接国民健康保険、こういった大きな租税が、足元をすくっていつている状況があります。かといって、このままでいくと、ご存じのとおり、社会保障がパンクしてしまうということも現実であります。

ですので、今回は、先ほど議会事務局の方にコピーしてもらったんですけども、就学援助等のほうの皆さん、町のご努力によって、手厚く応援してもらっておりますので、これは

感謝をいたしております。

それから、先ほど学習、月2回ですか、週2回ですか。第2・第4ということで、子供学習カリキュラムということが、事業が、ここの中でも評価されていました。まち・ひと・しごとですね。総合戦略の結果報告。順調ということであったので、この順調であったということが出ておりますので、お聞きします。

貧困の状況にある子供たちが健やかに育つ環境を整えるために、先ほど言いましたように、教育の機会等を図るために、本町においては子ども学習支援事業ということが平成28年から開催され、今年度で5年目ということであります。

どのようなカリキュラムで、このK P I、定めてありますけれども、K P Iを定めて、最終的な順調という言葉をお願いしているK G I達成に向けた、どのように進めてきたのかをご説明してください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。答弁できますか。

石川教育長。

○教育長（石川和之君） お答えします。

今の「ながら学習教室」ですけれども、議員おっしゃったとおり、毎月第2・第4土曜日に実施しております。N P O法人にお願いして、それぞれ資格を持った先生、あるいは大学生が講師となって、英語とか、算数・数学、午前中が小学生、午後は中学生の面倒を見てもらっていますが、一応、カリキュラムとかそういう流れについては、私自身は把握していません。担当してくれている法人さんのほうにお任せしているという状態だというふうに、私は理解しております。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） すみません。難しく考えないで、私、まち・ひと・しごと創生人口プログラムの戦略をこれ、読んでいるだけですので、ここにK P Iって、きちっと目標立てて、子供だけじゃなくて、ほかの分まで立てているので、このK P Iに基づいた、最終的な、その順調という5段階をいただいているわけですから、そのK G Iをもらったんですから、そのK G Iを説明してほしいと言っているわけです。

次の質問がありますので、私はあと2分残っていますから、この2分だけで説明します。

私が何を言いたいかというと、先ほど教育機会均等法の話もしました。日本憲法の話も今していただきました。どんな生まれ育ったお子さんでも、左右されることなく、同じ均等、

等しく、やはり学習も、食事も、すくすくと、授業を受けたり運動したりされなくてはならないんですが、そういう状況の中で、何が必要かという今回のテーマ、学習不足、要するに学力の向上と健康の問題という子供のテーマをお出しになっているわけです。

ですから、私としては、今回の出した政策、政策を改めて何をしてもらいたいんだというのが政策ですので、私の中でしてもらいたいのが、先ほどの貧困の状態に置かれている子供たちを、子供学習支援、月2回ですか、週2回ですか。

〔「月2回」と呼ぶ者あり〕

○4番（川嶋朗敬君） 月2回ですね。毎日子供たちは学習しておりますので、やはり毎日の学習支援のために、やはり子供の応援隊の事業、取り組んでいただきたいというのが私の政策です。

これは何をするかというと、1点目は……すみませんね、次、そちらまでいけなくて、次またやりますから。月1万円程度の限度に、学校外教育利用券、いわゆる利用券というのはいろいろタクシー利用券だとか、何々って今はやっていますけれども、子供たちのほうに向けた利用券ってないんですよ。

ですから、できればその学校外の教育の利用券を発行していただきたい。これはどういうものに使うかというと、学習塾とか、うちの孫なんかダンス教室に行きたいとか、スイミングに行きたいとか言っていますけれども、スポーツ教室、また先ほども英会話というのが出ましたけれども、英会話教室とか。学習外の活動費に充てるような学習、例えば今学習塾の話もしましたけれども、こういった貧困家庭も含めた中で、子供たちの等しく教育するための利用券の交付を考えていただきたいというのが一つあります。

そしてもう1点は、やはり、今、放課後デイサービスとか学童とか、いろんな活動を行っています、これはこれとして、子供たちにやはり学習能力をつけるために、無料学習教室、これは先ほども話が出ました。スクールソーシャルカウンセラーじゃなくてワーカーですか。先ほどのスクールカウンセラーは、心理的なものですが、こういう環境的なものについては、東上総のほうに指導されているということでありましたけれども、こういう方々を入れた中で、やはり無料学習教室のボランティア、もしくは退職された教員の皆さん方とかに協力してもらいながら、無料学習教室を開催していただきたい。願わくは、子供食堂ではないんですけれども、料理教室等も開いて、皆さんで地域の子供を育てていきたいなど。見守っていききたいなどというのが今回の政策でありますので、ぜひご検討、すみません。ぜひご検討をひとつお願いしたいと思います。

最後に、時間がありませんでしたので、この電子決裁について、先ほどデジタルトランスフォーメーションのお話をしまして、一応聞いておいてください。待ったなしですので、今、全国、つい直近でいきますと、世界競争ランキングで、このDXがトップを走っているのがシンガポールです。次に香港、アメリカということで、63か国の中で残念ながら日本は30番目と。これ、落ち込んでいますので、前回よりも落ち込んで30番目です。この中でデジタルが待ったなしの状態でくるのは、私もスマホを持っていますが、AI、クラウド、数々の電子機器が取り組まなくてはなりません。

課長、1点聞きましょうか、せっかくですから。当然に、このアンケート調査の中で長柄町のCIOも任命していると思います。CIOはどなたですか。長柄町の職員の中で。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） すみません。何のCIOかちょっと確認させていただければと思います。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 何のって、デジタルの今お話をしていますので、ほかの話していません。今、地方自治の情報管理です。これ、アンケート調査を出していますよね。誰がCIOって書いてありますよね。補佐も出してありますよね。載っていますよ、全部。1,741の団体、アンケート上がっています。このデジタル通信のオンライン等のそのCIOというのが、当然に、情報管理統括責任者ですので、この責任者は課長ですかという意味合いで……指を指しましたので、分かりました。白井課長ということで、認識をいたしました。

こういう中でのオンラインの行政手続というのが進められていますので、しかし、課長知っているとおり、2025年しか待てないんですよね。「小1の壁」と同じで、2025年問題というのはほかにも、国保も、いろいろありますけれども、この2025年の問題がなぜ近づいているかというのは認識していると思います。

ですから2025年に向けて、このデジタル、どのように進めていくか、ちょっとそれだけお聞きできますか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 先ほど町長の答弁申し上げたとおり、ロードマップは、今ございません。まず、先ほど332自治体とおっしゃっておられましたけれども、逆に言うと332しか

やっていない。それも一部の業務だとまだ思います。これは私どもの業務の一部も、電子決裁等できるものもあるんですけども、費用がかかるということで、国のデジタル化の統合のほうでもう少し見守りながら、待つしかないというような状況でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。私の時間内で。さっきも言ったように、毎年毎年12兆円の経済が失われていくというような状況の中で、やはり待ったなしのデジタル化は、これ、進めないと、分からなければ分からないように研修をする。総務課長、分からなければ分からないなりに、都心に研修に行かせる。これをやらないと。これ、何言っているんだかよく分からなくなってしまうから、まず研修したり、やはりe-Japan構想が打ち出されているわけですから、取り組んでいただきたいなというように思います。

これだけは忘れていただきたくないのは、デジタルツインがあるということです。デジタルツイン、2つ分かりませんか。デジタルツインというのは、1つは社会問題、そして災害問題ということで、社会問題は先ほど言いましたように、医療ですね。遠隔医療とか、学校関係だと遠隔授業とかあります。ですから、そこに行っても授業ができる。そこにも治療ができる、診察ができるというようなデジタル機能があり、災害においては、皆さん耳にしましたスマートダムということで、災害が発生したときには、いち早くデジタルで、スマート状態で、地域住民に危険を知らせることが、デジタルツインということになっておりますので、そこも踏まえて、一日も早くこの電子決裁については、よく研究してみてください。

私からは以上です。

○議長（星野一成君） 以上で川嶋朗敬議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星野一成君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日11日は午後1時30分に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時55分

令和2年長柄町議会第4回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年12月11日(金曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 議案第 1号 長柄町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 長柄町税外収入の督促及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 令和2年度長柄町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第 5号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 6号 令和2年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第 7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 認定第 1号 令和元年度決算認定について(委員長報告)
- 日程第 8 請願第 1号 国に働きかける意見書の提出を求める請願書
- 追加日程第1 発議案第1号 建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 高橋 智恵子 君 | 2番 | 岡部 弘安 君 |
| 3番 | 柴田 孝 君 | 4番 | 川嶋 朗敬 君 |
| 5番 | 鶴岡 喜豊 君 | 6番 | 池沢 俊雄 君 |
| 7番 | 三枝 新一 君 | 8番 | 本吉 敏子 君 |
| 9番 | 月岡 清孝 君 | 10番 | 古坂 勇人 君 |
| 11番 | 山崎 悦功 君 | 12番 | 星野 一成 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	田中武典君
総務課長	蒔田功君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	森田孝一君	健康福祉課長 兼地域包括支 援センター長 兼福祉セ ンター長	若菜聖史君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	石井正信君
会計管理者	石井和子君	教育長	石川和之君
学校教育課長 兼給食 センター所長	川田亨君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理 委員会 書記長	蒔田功君	農業委員会 事務局 長	石井正信君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大塚真由美	議会書記	長 鳶 保 憲
議会書記	林 直 人		

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（星野一成君） 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和2年長柄町議会第4回定例会を直ちに再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第2、議案第1号 長柄町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、町の議会議員及び町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成費用

が公費負担となるものであり、所要の手続について条例を定めるものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは、議案第1号につきまして補足説明を申し上げます。

まず第1条ですが、趣旨でございまして、公職選挙法の改正に伴い、選挙運動用自動車、ビラ、ポスターについて選挙公営の対象となったということを定めております。

第2条から第5条までが選挙運動用自動車について規定してございます。

2条については、上限、自動車の費用について1日6万4,500円の日数分ということで規定しております。また、供託物没収点以下の候補者については支払いできないという旨が規定してございます。

そして、3条ですけれども、自動車関係の契約締結の届出への関係でございまして。一般乗用旅客自動車運送事業を営むもの、その他のものと契約を締結すると。その他のものについては、生計を一にする親族を除くということの規定です。また、親族のうち、一般乗用旅客自動車運送事業を営む場合は対象となるという旨が規定してあります。

第4条につきましては、公費負担額ということで、負担額の詳細でございまして。それと支払手続。第1号では、ハイヤー方式、いわゆるハイヤー方式で、車、運転手、燃料、一括で借り上げる場合の金額、1日当たり6万4,500円と規定しております。第2号については、個別契約方式ということでア、イ、ウとありまして、アが車の借入れ、これについては1日当たり1万5,800円が上限。イが燃料費で1日当たり7,560円です。そして、ウでは、運転手の雇用に関するものでございまして、1日当たり1万2,500円が上限と規定してございます。それぞれ契約を締結する必要があるというような規定でございまして。

第5条につきましては、契約の指定ということで、これについてはハイヤー方式、個別契約方式、両方を契約した場合にはいずれかどちらかと。同じ日に、こういうことは想定はされませんが、どちらか一つというような規定がされています。

第6条から第8条までが、選挙運動用ビラでございまして。6条では、公費負担する旨の規定です。

7条が契約の関係で、これもやはり契約を締結する必要がある旨、規定しております。

第8条が負担額及び支払手続でございまして、1枚当たり7円51銭が上限。そして、ビラ

の作成を業とする者からの請求に基づいて、その者に、当該ビラの作成をする者に対して支払うというような規定がされています。

第9条から第11条までがポスターの関係でございます。9条はポスター作成について無料となる旨、第10条では、やはりこれも業とする者と契約を結ぶという旨でございます。

11条が、公費負担額と支払手続ということで、1枚当たり525円6銭にポスター掲示場の数。本町は36でございます。それに31万500円を加えた額が上限ということになります。これについても、ポスター作成を業とする者からの請求に基づき、その者に支払うというような規定がされています。

12条は委任でございます。施行期日ですけれども、公職選挙法が明日12月12日に施行されるということで、同日12月12日に公布をし、施行いたします。

この条例は次の選挙から適用されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第3、議案第2号 長柄町税外収入の督促及び延滞金徴収並びに

滞納処分施行条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 長柄町税外収入の督促及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法等の一部改正に伴い、長柄町税外収入の督促及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例等の延滞金の割合の特例について、所要の整備を行うため、関係条例を一括して改正するものであります。

内容は、各条例の附則において規定する特例基準割合を、延滞金特例基準割合と名称を変更する等、必要な字句の整理を行い、また、延滞金の割合がゼロ%となることのないよう所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第2号につきまして補足説明を申し上げます。

新旧対照表でご説明いたしますので、附属資料の1をご覧ください。

まず1ページ目、第1条につきましては、長柄町税外収入の督促及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例の一部改正に係るもので、地方税法等の改正に伴う字句の整理を行うため、附則第4項における特例基準割合の表記を延滞金特例基準割合に改め、計算の前提となる割合を新たに平均貸付割合と規定しました。また、附則に第5項を加え、延滞金の割合がゼロ%となることのないよう、割合が年0.1%未満の場合であるときは年0.1%の割合とすることと規定いたしました。

続きまして2ページ目、第2条、長柄町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について及び3ページ目、第3条、長柄町介護保険条例の一部改正につきましては、長柄町税外収入の督促及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例と同様の改正内容となっておりますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

最後に、施行期日につきましては令和3年1月1日とし、経過措置といたしまして、改正後の各条例の規定は令和3年1月1日以降の延滞金から適用いたしまして、同日前の延滞金については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町税外収入の督促及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第4、議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正が施行されたことに伴い、国民健康保険税の減額に係る所得基準について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

森田税務住民課長。

○**税務住民課長（森田孝一君）** 議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、附属資料2の新旧対照表に基づきまして、主な改正点についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、保険税の負担水準に関して不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うものでございます。

ページがなくて申し訳ございませんが、1枚目をお願いいたします。

第21条でございます。保険税の減額の規定ですが、減額の基準について、所得の算定において基準控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者、55万円を超える者と、公的年金等、65歳未満は60万円、65歳以上は110万円を超える支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるというものです。

それでは、1枚めくっていただきまして、次のページの下段のほうになりますが、附則の2でございます。公的年金等に係る所得の課税の特例についてでございます。山林所得金額を加え、第21条第1項第1号中にあります110万円の規定について、特別控除15万円を加えた125万円となるよう読替えるものでございます。

この改正は、令和3年1月1日から施行し、改正後の規定は令和3年度分以後の保険税から適用となります。

以上、補足説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**議長（星野一成君）** 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○**議長（星野一成君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（星野一成君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第5、議案第4号 令和2年度長柄町一般会計補正予算（第6号）、議案第5号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第6号 令和2年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 令和2年度長柄町一般会計補正予算（第6号）、議案第5号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第6号 令和2年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算ですが、歳入歳出予算に障害者福祉関連費用など3,474万8,000円を追加し、補正後の予算総額を55億70万7,000円とするものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、主に保険給付費の増によるもので、歳入歳出予算に132万6,000円を追加し、補正後の予算総額を9億9,704万6,000円とするものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、主に地域支援事業費の増によるもので、歳入歳出予算に98万6,000円を追加し、補正後の予算総額を7億8,348万9,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第4号 長柄町一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をいたします。

本補正予算全般的なものとしたしまして、人事異動に伴う人件費の増減がございます。これは、今年度の当初予算編成時と本年4月の人事異動による職員の人員配置が異なるためでございます、一般会計と特別会計を合わせた人件費トータルの金額は変わっておりません。

したがって、2節給料、3節職員手当、4節共済費に係るものは説明のほうを省略させていただきます。

それでは、歳出の内容からご説明いたします。

補正予算書の14ページ、15ページをお願いいたします。

初めに、2款総務費、1項3目防災対策費、02防災行政無線事業、10節需用費10万1,000円の増は、屋外子局のFRPカバーの劣化に伴う修繕料でございます。

12節委託料28万円の増は、防災情報一斉配信システムの導入に伴いまして、Jアラートメールの配信連携の設定が新たに生じることから、補正計上するものでございます。

14節工事請負費348万円の減は、屋外子局の新設の見込みがなくなったため377万円の減額。町内2か所における空中線の劣化に伴う交換費用といたしまして29万円の増額となっております。

その下、05防災備蓄品等整備事業492万8,000円の増は、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用いたしまして、発電機を10台購入するものでございます。

次に、4目財政管理費、01財政管理費500万円の増は、ふるさと納税における寄附額が増加したことから、返礼品等に係る委託料について増額するものでございます。

次に、6目財産管理費、01財産管理事業30万円の増は、新型コロナウイルス感染症対策に係る消毒液等の購入が増加したため増額対応するものでございます。

次に、9目諸費ですが、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金107万円の増は、昨年度の一連災害により被災した自治会集会所等の修繕に係る費用につきまして事業費の3分の1が県費補助されるもので、今回の補正では飯尾自治会分を計上しております。

次に、10目無線共聴施設保守管理事業費65万円の増は、ギャップファイラーに係る電線移設工事費用について、件数の増加により補正対応するものでございます。

次に、13目地方創生臨時交付金事業費、20学校保健特別対策事業についてですが、新型コロナウイルス感染症対策として計上した予算を学校現場の実態により適したものとするため、精査の上、消耗品から備品に組み替えるものでございます。

次の16ページ、17ページをお開きください。

2款4項選挙費、2目千葉県知事選挙費、02千葉県知事選挙費48万5,000円の増につつま

しては、新型コロナウイルス感染症対策経費として増額するもので、主に消毒液や飛沫防止シート等の購入費用を計上しております。

次に、3款1項1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、04長柄町社会福祉協議会補助事業238万8,000円の増は、職員昇給に伴う人件費及びシステム誤作動による事業費の増による補助金の増額分です。

次に、3目障害者福祉費、01障害者福祉事業、11節役務費、手数料1万5,000円の増は、障害福祉サービスに係る国保連合会の審査件数の増によるものでございます。

その下、02介護給付訓練等給付事業1,300万円の増は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による外出控えなどの要因によりまして、各種サービス利用実績において大きく変動があったことから、費目ごとに実績に見合った金額に補正するものでございます。

次に、5目国民健康保険費、01国民健康保険費46万円の増は、特別会計への繰出金です。

最下段、6目福祉センター費でございますが、今年度は閉館期間が長かったことから、利用者保険料71万9,000円及び運営委託経費628万3,000円、合わせて700万2,000円を減額するものでございます。

次の18ページ、19ページをお願いいたします。

3款1項7目介護保険費、01介護保険費182万1,000円の減は、特別会計への繰出金です。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、01児童福祉総務費22万7,000円の増は、子育てのための施設等利用給付における前年度負担金額確定による国・県への返還金でございます。

次に、2目児童措置費、01児童手当支給事業83万2,000円の増は、児童手当の前年度負担金額確定による国・県への返還金でございます。

次に、3目母子福祉費、01ひとり親家庭医療費等助成事業44万6,000円の増は、令和3年4月1日からひとり親の医療費助成を償還払いから現物給付へ切り替えることから、業務システムを新たに導入するものでございます。

次に、4目こども園費、10節需用費10万円の増は、修繕料として厨房用ガス回転釜の部品交換等に係る経費を計上しております。

12節委託料49万5,000円の増は、千葉県長生土木事務所の指摘によりまして、法に基づく建築物、建築設備及び防火設備の点検を行い、その結果を特殊建築物検査報告書として報告する必要があるとのことから、当該業務について増額補正するものでございます。

4款1項3目環境衛生費、01環境整備事業10万円の増は、不燃物ステーション整備事業補

助金1件分を計上するものでございます。

次の20ページ、21ページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費、01農業振興費、10節需用費16万円の減は、コロナ禍により新米まつりが中止となったことに伴うチラシ印刷代の減額分でございます。

18節補助金ですが、町廃プラ対策協議会補助金12万円の増は、昨年の災害による被災ビニールハウスのビニール処理量の増と処理料金の単価増によるもので、その下の農林業等振興事業補助金79万5,000円の増は、申請件数の増によるものでございます。

次に、4目農業基盤整備費、04多面的機能支払交付金事業41万8,000円の減は、実施面積が減少したことによる減額でございます。

その下、05鳥獣被害防止対策事業172万5,000円の増は、電気柵に係る備品購入費につきまして、県から追加割当ての内示があったため増額をしております。

次に、7款2項1目道路維持費、01道路排水路維持事業、12節委託料100万円の増は、除草箇所の増加及び側溝清掃業務に係る自治会要望の増加に伴う費用を計上しております。

その下、04舗装修繕事業196万1,000円の減は、昨年度繰越予算と合わせて合算発注をしたところ請負率の低減が図られたため、現年度予算額から差金分を減額するものでございます。

次に、2目道路新設改良費、01要望路線改良事業につきましては、基幹町道整備工事費用から、町道1161号線用地購入費用へ14万円、町道1036号線外1及び町道1222号線の電柱移設費用へ143万円、計157万円の予算の組替えを行うもので、細目全体の増減は生じておりません。

次に、02町道3033号線道路改良事業においても、要望路線改良事業と同様に、電柱移設費用について施設管理者から概算金額が提示されたため、工事費用から電柱施設費用へ380万円の組替えを行うもので、こちらも細目全体の増減は生じておりません。

その下、最下段の04S I C周辺整備、町道1457号線道路改良事業119万3,000円の増につきましては、次のページをお願いいたします。こちらは、国庫補助の追加配分があったため、工事費について増額補正をしております。

次に、4目住宅管理費、02住宅管理費188万4,000円の増の内訳は、10節需用費については、昨年の一連災害に起因した修繕費用が増加したため100万円を増額するもので、18節補助金につきましては、被災住宅修繕緊急支援事業補助金の対象工事件数が増加したため、88万4,000円を増額するものとなっております。

次に、9款2項小学校費、1目学校施設管理費、03小学校学校施設等改修工事事業31万

8,000円の増は、日吉小学校の浄化槽ブロワーにつきまして、経年劣化に伴う異音の発生、動作停止が確認されることから、交換工事を行うため増額補正するものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費は、小破修繕料といたしまして15万円の増、14節工事請負費130万円の増は、パソコン教室の照明につきまして、経年劣化によりまして安定器に不具合が生じており、照明が半数程度消灯しているため授業中の照度が確保されないことから、安定器及び照明器具の入替工事を行い、授業環境の改善を図るものでございます。

次に、4項社会教育費、2目公民館費、02文化祭事業18万6,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による文化祭中止に伴う関連費用の減額となっております。

次の24、25ページをお願いいたします。

03教室事業31万8,000円の減につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、主催教室の開催数が減少したため講師謝礼を減額しております。

次に、3目公民館建設費、01公民館建設事業500万円の増は、新公民館造成工事費用として、防災備蓄倉庫の仮移設、アスファルト舗装の撤去、盛土に係る費用を計上しております。

次に、5項保健体育費、1目保健体育総務費、06スポーツ推進委員活動事業20万円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各スポーツ教室の開催数が減少したため、スポーツ推進委員の委員報酬を減額しております。

次に、10款災害復旧費、1項1目農林水産施設災害復旧費400万円の内訳は、辺田地先の農業用排水路における土砂撤去費用として100万円、三沢自治会ほかの重機借上料として250万円、農地等補修に係る松杭等の原材料費といたしまして50万円を計上しております。

次に、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費については、工事費用から電柱移設費用へ300万円の組替えを行うもので、細目全体の増減は生じておりません。

最下段、3目文教施設災害復旧費ですが、次のページをお願いいたします。

財源変更となっております、長柄小学校及びながらこども園に係る災害復旧費につきまして、今回の補正で歳入計上してある国庫負担金及び補助金、地方債を特定財源に充当しております。

以上が歳出の説明でございました。

続きまして、歳入を説明いたします。

ページ戻りまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款1項2目民生使用料560万5,000円の減は、福祉センターの閉館期間分の入館料、入浴

料、使用料を減額しております。

次に、16款国庫支出金、1項1目3節障害児福祉費負担金、障害者自立支援給付費等負担金650万円の増は、利用実績の増によるものでございます。

4目1節公立学校施設災害復旧費負担金3,019万6,000円の増は、長柄小学校グラウンド法面災害復旧事業に係る災害査定額の確定によるものでございます。

次に、2項国庫補助金、3目2節公立学校施設災害復旧費補助金1,213万6,000円の増は、ながらこども園災害復旧事業に係る文部科学省所管分の災害査定額の確定によるものでございます。

次に、5目1節社会資本整備総合交付金145万6,000円の増の内訳は、S I C周辺整備、町道1457号線道路改良事業の国庫補助の追加分として65万6,000円の増、被災住宅修繕緊急支援事業補助金に係る対象工事件数の増加に伴うものとして、防災安全交付金が80万円の増となっております。

次に、17款1項県負担金、2目3節障害者福祉費負担金、障害者自立支援給付費等負担金218万4,000円の増は、利用実績の増によるものでございます。

最下段、2項県補助金ですが、次のページをお願いいたします。

1目1節総務費補助金、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金107万円の増は、昨年度の一連災害により被災した自治会集会所等の修繕に係る補助金で、事業費の3分の1が補助され、今回の補正では飯尾自治会分が補助対象となっております。

次に、4目1節農業費補助金137万9,000円の増の内訳は、多面的機能支払交付金事業補助金については、実施面積の減少に伴う34万6,000円の減。鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、電気柵に係る備品購入費が追加交付されたことによりまして、172万5,000円の増となっております。

次に、3項委託金、1目5節選挙費委託金、千葉県知事選挙委託金70万5,000円の増は、千葉県知事選挙に係る新型コロナウイルス感染症対策に要する消耗品費等の経費が増額となったことによるものでございます。

次に、19款寄附金、1項3目ふるさと応援寄附金500万円の増は、ふるさと納税における寄附の増加に伴うものでございます。

次に、20款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金4,547万3,000円の減は、今回の補正における歳入の余剰分を繰入額から減額するものでございます。

次に、2目1節公共施設整備等基金繰入金180万円の増は、長柄中学校パソコン教室照明

入替工事に係る費用に130万円、新公民館造成工事の起債裏に係る費用に50万円を計上するものでございます。

次に、23款町債、1項3目1節土木債、公共施設等適正管理推進事業債450万円の増は、新公民館造成工事に係るものでございます。

最下段、6目1節災害復旧事業債1,890万円の増の内訳は、補助災害復旧事業債として、長柄小学校グラウンド法面災害復旧事業の補助裏に1,350万円、ながらこども園災害復旧事業の補助裏に540万円を計上するものでございます。

併せて地方債補正を行いますので、4ページ、5ページをお開きください。

公共施設等適正管理推進事業債を5,950万円から450万円を増額し6,400万円に、補助災害復旧事業債を3,060万円から1,890万円増額し4,950万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法は従前と変更ございません。

次に、第3表、債務負担行為の補正でございます。

宿日直委託業務につきまして、令和3年4月1日からの業務委託を行う上で、受託事業者において従事する人材の確保に係る一定の準備期間を要することから、令和2年度中に業者選定を実施し契約を締結する必要がございます。また、今後の委託業者の確保及び安定した人材雇用を図るため、3年間の委託費用2,544万1,000円を債務負担行為の追加設定とするものでございます。なお、業務内容は、公印の看守、文書及び物品の発受、庁舎の警備など、庁舎秩序の全般的な保持業務でございます。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 14、15ページの防災対策費の中で、発電機10台購入ということなんですけれども、ちょっと確認したいんですけれども、今、発電機、予備発電機が全体で何台あって、この10台はどこに仮置きというか、置くのか教えていただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 柴田議員のご質問にお答えします。

今回購入する発電機については10台ございまして、現在、防災資機材として持っている

発電機が11台でございます。合わせて21台でございます。

この発電機については、防災倉庫に保管し、災害発生時に活用すると。指定避難所及び自主防災組織自治会への貸出しも想定しているところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑ありませんか。

5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 私のほうから、25ページなんですけれども、公民館の造成工事500万円、経費計上してございますけれども、当初予算でゼロ円、9月の5月補正で360万円、盛土として補正予算を取ったと思うんですけれども、舗装の撤去、車庫の撤去、盛土の経費ということなんですけれども、盛土の経費は9月補正の360万円ではよかったんじゃないかと思うんですけれども、何か大きく変わったこと等があったら伺います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 500万円の工事費につきましては、新公民館の敷地造成工事となります。その内容は、主に盛土工事、防災備蓄倉庫の仮移設、バス車庫付近のアスファルト舗装の撤去となります。9月議会の補正予算でいただいた当該地盤の地質調査と沈下解析業務を実施しまして、その結果を踏まえて不足の土砂を受け入れる追加工事となります。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 舗装の撤去とか車庫の撤去、それぞれ幾らって、別に聞きませんけれども、当初盛土で360万円、それが当初予算ゼロ円で補正通った結果だと思うんですよ。補正というのはある程度絞られて出すと思うんですけれども、それからさらに盛土も含めて500万円、500万円のうち盛土がどのくらいの量、幾らぐらいなのか分かるでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えをいたします。

先ほど松本課長のほうからもありましたけれども、9月補正の中で地盤の解析等を実施させていただきました。結果、計画高まで盛り上げますとかなりの沈下が予想されるということで、その部分の余盛する土量が増えたということと、当初はバス車庫の部分の盛土は含ん

でおりませんでしたけれども、あの周りも今回レイアウトが大体固まってきましたので、盛土をしていきたいということで土量が増えております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 余盛ってどのくらいするんですか。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

先ほどの解析によります分析では、計画高に盛土した場合、3年から4年かけて60センチ程度下がるという結果が出ております。3年も4年もちょっと期間がないものですから、着工予定期日までにこの60センチを下げるには、おおむね2メートルから3メートル程度の余盛が必要になるという解析のシミュレーションがされておりますので、最大ではそのぐらいの盛土になると思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 2メートルか3メートル余分に盛ることに、解析の結果なっちゃったということであれば、さらに経費がかかっても自然にほったらかしておくわけにいきませんので、仕方ないなと思いますけれども、反対に、じゃ、余盛の処理、余分にFHよりも2、3メートル高く盛っちゃって、その余盛の処理まで今執行部は考えているんでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ご質問の余盛の土量につきましては、余盛分の目標、先ほど言われた60センチが沈下盤等の計測により達成されたときには、そのときのほかの道路事業等に良質山砂ということですので、利用させていただきたいと思っておりますし、公共事業に使用するように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 先ほど予算の説明の中で、車庫の撤去の後の盛土とかという話を聞いたんですけども、余盛の分をそっちへ回すとか、そういう考えはないでしょうか。車庫の撤去とか、災害の備蓄倉庫ですか、撤去はしておいて、低いままにしておいて余盛の分、道路に持って行くほかに、そこに盛土をします。すぐ隣ですよ。その辺の全体的な計画です

けれども。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

9月の補正の時点では、バス車庫の周りは盛る計画がなかったわけでございますけれども、その後のレイアウトがだんだん固まってまいりましたので、今回の補正予算によりまして、バス車庫の周りもできるだけ埋めていこうと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 6番、池沢でございます。何点か質問させていただきたいと思っております。

まず、歳入のふるさと応援基金なんですけれども、今回補正額が500万円ということでございます。歳出のほうを見ますと、財政管理費の委託料で、ふるさと納税業務ということで同額の500万円という歳出がありますけれども、これはこの補正予算だけ見ると、500万円入ってきたものを全て委託料の500万円で支出したという、この帳面だけを見ますとそういうふうに見えますけれども、実態はどうなんですか。ちょっと教えていただけますか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

実態といたしましては、今年度の当初の予算で2,000万円を歳入で見込ませていただきました。その内容といたしましては、いわゆるゴルフ場利用券、チョイスのほうのポータルサイトを使った部分につきまして1,500万円。さとふるのほうに500万円という、500万円と1,500万円で2,000万円という当初の予定でございました。

ゴルフ場利用券のほうは年度当初からできませんで、実は開始したのは10月からということでございます。1,500万円の見込みの数字にはまだまだ程遠いわけなんでございますが、逆に、さとふるのほうは非常に順調に伸びておりまして、歳出側のほうの説明が先になって恐縮なんですけれども、そちらのほうであと500万円ほど委託費が必要になると。

さとふるのほうは、配送手続などの委託料12%も含んでおりまして、物の返すお金が3割ということですので、約ですけれども5割ぐらいが出ていくということになります。

一方でチョイスのほうは、報償費だけと本当に微々たる使用料程度ですので実入りが非常

に多いわけなんです、というわけで、歳入側のほうで500万円見てあるというのは、まさに2,000万円で見えてあったのが2,500万円に届きそうだと、それを超えそうだというような、今勢いでございまして、おかげさまでゴルフ場利用券のほうも年末で随分追い込んできているというように見受けられる中で、今回この500万円も歳入のほうで見たというところでございます。

ご理解のほどお願いいたします。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） その件は、じゃ了解いたしました。

次に、もう一点。歳出で、たしか社会福祉総務費の中で、社会福祉協議会に今回23万8,000円ほどの増額ということで歳出がありますけれども、これは先ほどの説明ですと、人件費とシステム改修費だというような説明でありましたけれども、この人件費が幾らで、そのシステム改修が幾らなのか、この23万8,000円のちょっと内訳、説明いただけますか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

人件費につきましては、昇給分の18万5,000円。事務費計上ミスに伴う費用が22万8,000円でございます。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） そうしますと、このシステム改修というものがほとんどだということで理解してよろしいですね。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまご質問の中で、システム改修というようにお話がございましたけれども、内訳といたしましては、システム改修ではなくシステムの誤動作による計上誤りがあったということで、今回補正により計上させていただいたものでございます。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） すみません。ちょっと理解が、システムの誤動作というのは、もう少

し具体的に教えていただけませんか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

本来、年度当初の予算を計上する際に、補助金として計上しておるものが、主となるものが人件費でございます。それと、事務費相当分についても併せて補助しておるところでございますが、この事務費相当分がシステムの誤動作によりまして補助金の請求から抜けておったというようなことが判明いたしました。つきましては、現計予算で執行しておったんですが、当初から抜けておりましたので、今回補正予算にて計上させていただいたところがございます。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） じゃ、単純に当初予算の見積り誤りだということによろしいですね。了解しました。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 私から2点ばかりお伺いいたします。

ページ数にしまして23ページの一番上のスマートインター関連道路についての質問なんです。ここに14節かな、工事請負費で119万3,000円。現状、これ結構工事が進んでおりまして、私が見ている範疇ですと電柱の移設まで終わっているというふうになっているんですが、これ金額は現状の工事の足りない分で補填するというような形を考えて出した金額なのか、教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えします。

14節の工事請負費の119万3,000円ということですが、先ほど補足説明の中でもありましたけれども、県内のほかの市町村で補助金が余っていると言っちゃあれですけども、使い切れないところがありまして、その追加分としてこの金額が今回交付されたということで、その分の歳出をここに見てございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） そうしますと、特に変わった工事をしたという形ではないですね。分かりました。

もう一点、同じページでございます。中ほどですね、学校管理費の中のやっぱり14工事請負費、中学校パソコン室の照明入替えというふうなことを書いてございまして、先ほど課長から説明があったんですが、その照明を替えたときに、現状、今、照明の交換をするということになるとLED、蛍光灯じゃなくてLEDに替えつつあると思うんですけども、その辺のことをちょっとお聞かせください。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） 現在、蛍光灯というんですか、昔の形の照明がついております。何か所か、中の安定器が不安定になってしまっていて壊れているところがあります。それで、パソコン室でパソコンの画面を見たり、細かい文字を見たりするのにやっぱり明るさが必要ということで、今回申請させていただきました。今ご指摘があったとおりLED化を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 今、課長の説明で分かったんですけども、せっかく工事をやったんですので、どの程度お金がかかるか分かりませんが、ぜひLEDに替えてほしかったと。LEDですと、照明も蛍光灯より明るいですし、電気の使用量も少ないというふうなことを聞いておりますので、ぜひその辺も、私どもが、一般質問にしたほうがいいですかね。まあ、それも考えていただいて、よろしくお願いたします。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 令和2年度長柄町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり可決すること

に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和2年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時40分といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時40分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 日程第6、議案第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、

提案理由のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております大野芳文氏は、令和3年3月31日をもって任期満了となります。大野氏は、人権擁護委員を平成30年4月1日から2年8か月務められ、広く社会の実情に精通し、人格、識見ともに優れた方でありますので、引き続き人権擁護委員として推薦するものであります。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（星野一成君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎令和元年度決算認定について（委員長報告）

○議長（星野一成君） 日程第7、認定第1号 令和元年度決算認定についてを議題といたします。

さきの会議において各常任委員会に付託されました令和元年度の長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の審査経過と結果について、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

最初に、総務事業常任委員会委員長、池沢俊雄議員。

○総務事業常任委員長（池沢俊雄君） それでは、委員長報告を申し上げます。

令和元年度決算審査総務事業常任委員会委員長報告。

総務事業常任委員会に付託されました令和元年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての審査の過程と結果についてご報告いたします。

本委員会は、9月定例会において決算認定について付託されました。

審査は、去る10月21日に委員会を開催し、執行部から清田町長をはじめ担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の決算審査意見書のとおり、正当なものと認められました。

一方、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、審査の過程において当局に対して詳細な説明を求め、今後の予算執行に際しては、より一層改善、検討すべきものとして要望した事項もありました。それらの事項については、当局の適切な措置を期待するものです。

なお、審査質疑の主な事項について要約し、順次申し上げます。

まず、産業振興課の審査では、「耕作放棄地解消対策事業補助金が2種類あるが違いは何か」との質問に対し、「毎年農業委員会が調査している。比較的容易に耕地にできる耕作放棄地と、樹木があるなど困難な耕作放棄地に分類している」との答弁がありました。

次に、農業振興費について、「補正予算で追加しているにも関わらず不用額が発生しているのはなぜか」との質問に対し、「被災した農家に対する経営体育成支援事業助成金で補正予算措置後、辞退者が発生したため」との答弁がありました。

次に、「道の駅ながらトイレ改修工事及び道の駅ながら改修工事の内容は」との質問に対し、「男子トイレ小便器水洗の自動化及びインフォメーションセンター屋根の塗装である」との答弁がありました。

次に、「都市農村交流センター指定管理業務の桜並木除草作業のうち、3回目の後片付けが行われていないと思うが、その後の対応を伺いたい」との質問に対し、「現地を確認し対応した。今後同じような事案があれば、管理費の減額などの対応を取りたい」との答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、「現在の各町営住宅の入居率は」との質問に対し、「現在、味庄住宅78.1%、鶺谷住宅78.3%、立鳥住宅40%、刑部住宅90.3%となっている」との答弁がありました。

次に、「立鳥住宅は新規入居をしない方針だが、施設としての今後の方針は」との質問に対し、「立鳥住宅から鶺谷住宅に転居をお願いしている。今後の活用については、多目的に検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「浄化槽事業の清掃の対象及び清掃基数を伺いたい」との質問に対し、「清掃は、汚泥の量により実施し、昨年度は536基行った」との答弁がありました。

次に、「主要道路の歩道について、安全に通行できるよう管理されたい」との質問に対し、「現在、幹線町道の除草作業を年1回行っている。歩行者が安全に通行できるよう、今後も対応していきたい」との答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、「不納欠損に対する取組について伺いたい」との質問に対し、「滞納者は生活困窮者が多いが、過年度未納分について5年の時効までに処理できるよう努めている。滞納者に対し、連絡したり、納付書の送付を行っている」との答弁がありました。

続いて、総務課の審査では、「防災無線戸別受信機の不足、要望はまだあるか」との質問に対し、「随時申請を受け付けている。引き続き周知に努めていく」との答弁がありました。

次に、「法律顧問弁護業務における年間相談件数は」との質問に対し、「年間5件から10件程度ある。月平均30分ほどの相談が目安である」との答弁がありました。

次に、「長柄町のマイナンバーカードの取得人数は」との質問に対し、「ポイント取得などで増加傾向にある。現在おおむね15%ぐらいが取得した」との答弁がありました。

企画財政課の審査では、「田代地区の町有地についての利用の計画はあるか」との質問に対し、「自然公園区域に含まれ、約33町歩ある。四、五社引き合いがあったが進捗はない。可能な事業について県に相談しているが、自然活用型以外、活用できないとのことである」との答弁がありました。

次に、「現在、ガラナ飲料水はどういったところにどれくらい配られているのか」との質問に対し、「昨年度6万本を製造し、本年10月中に配布が完了する予定である。配布場所は、道の駅ながら、産直広場太陽、リソルの森、ゴルフ場、医療従事者等に加え、千葉テレビ、bayfm等のメディアに対しては、撮影、取材の際に配付した」との答弁がありました。

次に、「ガラナ飲料のアンケートを取った結果、どのような声があったか」との質問に対し、「アンケートは600件ほどの回答をいただいております、評価についてはおおむね好評。値段については考慮すべきといった回答を多くいただいております」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員出席の下に総括質疑を行いました。

「旧水上小学校跡地の現状は」との質問に対し、「昨年3月に契約が完了している。愛知県との工場建設を先行したため、着工が遅れている。国際認証を取得し次第、着手予定と伺っ

ている」との答弁がありました。

終わりになりますが、最少の経費で最大の効果が得られるよう、より一層の努力と、審査の結果を令和3年度予算編成に反映していただきますよう要望いたします。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました令和元年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定することと決定しました。

以上をもちまして、総務事業常任委員会の委員長報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、三枝新一議員。

○住民教育常任委員長（三枝新一君） それでは、私からは住民教育の報告をさせていただきます。

令和元年度決算審査住民教育常任委員会委員長報告。

去る9月11日の第3回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は、令和元年度長柄町一般会計決算、令和元年度長柄町国民健康保険特別会計決算、令和元年度長柄町介護保険特別会計決算、令和元年度長柄町後期高齢者医療特別会計決算についてでございます。

この審査のために、去る10月23日に委員会を開催しました。執行部から、清田町長をはじめ担当職員の出席を求めて慎重な審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、審査の結果であります。各会計において全会一致で原案のとおり、いずれも認定すべきものと決定をいたしました。

次に、審査の過程で出された質疑のうち、主なものを要約して申し上げます。

生涯学習課の審査では、「公民館が新型コロナウイルス感染症予防等で部屋が使用できない場合について」の質問に対し、「公民館と武道館を相互に活用し、臨機応変に対応していく」との答弁がありました。

次に、学校教育課の審査では、「検定補助金の受験者数の推移について」の質問があり、「受験者数については年々増加し、子供たちが様々な検定を受けられるように進めていく」との答弁がありました。

税務住民課の審査では、「年度別の特定健康診査受診率の増減について」の質問があり、

「平成25年度から平成26年度における増加については、町広報、お知らせ、受診会場を含め、内容の見直しを行ったためであり、その後の減少については、国民健康保険の被保険者数が年々減少しているため」との答弁がありました。

健康福祉課の審査では、「茂原市と市原市の管外保育委託の支出において、その財源内訳に違いがあることについて」の質問があり、「市原市については長柄町が保育料を徴収しており、茂原市においては園で保険料を徴収している。制度上の違いによるものである」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席の下、総括質疑を行いました。

その中で、「予算の流用について、適切に予算執行に当たってほしい」との意見があり、「今後、全職員が財務規則にのっとり予算を執行していきたい」との回答がありました。

町当局におかれましては、審査の中で指摘事項を真摯に受け止め、今後の本町行財政策運営に活かされることを望みます。

以上のとおり、本委員会は、審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第5号 令和元年度長柄町一般会計決算、令和元年度長柄町国民健康保険特別会計決算、令和元年度長柄町介護保険特別会計決算、令和元年度長柄町後期高齢者医療特別会計決算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして住民教育常任委員会の委員長報告を終わります。

以上でございます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとどめ、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承願います。

質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

認定第1号 令和元年度長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算は、各常任委員会委員長報告のとおり、これを認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、令和元年度歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎請願第1号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 日程第8、請願第1号 国に働きかける意見書の提出を求める請願書を議題とします。

本案につきましては、紹介議員であります三枝新一議員に趣旨説明を求めます。

7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） それでは、請願の趣旨の説明を申し上げます。

7番、三枝でございます。

請願第1号 国に働きかける意見書の提出を求める請願書。

受理年月日、令和2年11月18日。

請願者、千葉県茂原市建築組合連合会会長、山口久雄氏ほか3名。

紹介議員、池沢俊雄、三枝新一。

請願理由について、要約して説明いたします。

アスベストによる健康被害は、建物の改修、解体などの現場で多数発生し、労働者や住民に現在も広がっております。建設業は、重層下請構造などがあり、各地の現場に従事することから、労災に認定されることにも困難が伴っております。

国は、石綿による健康被害の救済に関する法律を成立させましたが、十分なものではなく、抜本改正が求められているところでございます。

国の責任は、6件の高裁判決を含め、連続して14件の判決で認められており、明確になっております。アスベスト被害者を救済するため、国とアスベスト建材製造企業に応分の負担

を求め、裁判によらず補償と救済が受けられる制度の創設が急務であると考えます。

よって、貴議会に、次の2事項について国に働きかける意見書の提出を請願します。

1、建設従事者のアスベスト被害と遺族が生活できる救済の実施と、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに執り、建設アスベスト訴訟の全面解決、被害者の全面救済を行うこと。

2、建設従事者のアスベスト被害者が、裁判によらず救済と補償が受けられる制度、建設石綿被害者補償基金を設立すること。

令和2年12月10日提出。

長柄町議会議長、星野一成様。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星野一成君） この請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

請願第1号 国に働きかける意見書の提出を求める請願書について、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（星野一成君） お諮りいたします。

ただいま三枝新一議員から、発議案1件が提出されました。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案1件を日程に追加することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩といたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時06分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、追加日程とした議案等については、お手元に配付したとおりであります。

◎発議案第1号の上程、採決

○議長（星野一成君） 追加日程第1、発議案第1号 建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。

本発議案は、採択された請願に伴う意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

発議案第1号 建設従事者のアスベスト問題の早期救済、解決を求める意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。
本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置を取りますので、ご了承願います。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（星野一成君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして令和2年長柄町議会第4回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時08分